

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (27. 2 定)			
日 時	平成 2 7 年 6 月 2 6 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 7 時 0 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤委員長、山田副委員長、千葉・安齋・鈴木・酒井（隆行）・ 林下・小貫・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した斉藤でございます。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございます。委員各位はもとより、市長及び理事者の皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、副委員長には、山田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆行委員、小貫委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会において、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

○総務部次長

本日配付させていただいております予算特別委員会の資料の右上に誤りが2か所ございますので、報告させていただきます。

まず、1点目でございます。

民主党から要求がございました、海水浴場の管理運営に関する指導要綱につきまして、右上に、平成27年6月26日、予算特別委員会資料、民主党要求と記載すべきところ、その記載が漏れておりました。大変申しわけございません。

もう一点でございますけれども、新風小樽から要求がございました、嘱託職員としての「参与」の新設と任用についてという資料でございます。右上に「予算・決算特別委員会資料」と記載させていただいておりますけれども、予算特別委員会資料の誤りでございます。大変申しわけございません。

以後、このようなことのないように、気をつけてまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、共産党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算について

まず、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算であります。

これについては、代表質問、代表質問の中の再質問、再々質問の中でいろいろと触れさせていただきました。今回、予算特別委員会においても、その中から細かく、この議案第1号に対しては聞いてまいります。

最初に、誰が責任をとれるのか、そのような観点からいろいろと聞かせていただきます。

現在、おたるドリームビーチにおいて、何棟中何棟が撤去されたのか、北海道の指導についてはどうなのか、ドリームビーチ協同組合に対してこの組合長、どのような、道の指導に対して態度、また、指導を行っているのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築指導課長

ドリームビーチの現在の状況についてですが、海の家を除却状況につきましては、6月19日現在、7棟が除却さ

れ、30棟が残っております。海岸線に対しましては、歯抜けの状態となっております。

それから、組合では、組合長が組合員に、早急に撤去するよう働きかけていると聞いております。

それから、北海道は、海岸法違反なので、是正するよう組合を指導して、それに対して、組合からは、是正するというような文書を出していると聞いております。

また、現在も、撤去作業は続いている状況でございます。

○山田委員

状況がそのような形でということで、大体わかってまいりました。

予算の中から1点お聞きしたいのですが、今回、1,200万円ほどの予算がついております。通常であれば、海水浴場について、今年度は八百何十万円の予算だと思います。まず、ここ11年、この許可申請がされた海水浴場への補助金額を示した上で、昨年度、その予算の内訳、海水浴場運営経費だとか、環境整備費だとか、その内訳について、細かくお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま御質問のありました海水浴場運営経費の平成16年度から10年間の決算について、答弁いたします。

まず、16年度決算につきましては1,120万9,522円、17年度は894万3,343円、18年度は858万4,229円、19年度は867万5,665円、20年度は785万2,517円、21年度は796万9,962円、22年度は756万3,590円、23年度は747万6,011円、24年度は853万7,582円、25年度が821万8,655円、26年度は決算見込みでありまして、合計で847万710円、内訳は、安全対策費が356万1,308円、環境整備費が498万6,402円となっております。

○山田委員

あらあら、予算づけについてはわかってまいりました。

今回、監視・救護業務として、先議分で162万円ついております。この部分は、通常なら、赤十字などのボランティアの方々にたぶんお願いするのかなと思いますが、この部分で、今、ほかの地域の状況、今回は356万円ですか、その部分がついて、環境整備費でも498万円、この安全対策の部分、ほかの海水浴場ではどのような状況か、お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

初めに、大変申しわけございませんけれども、先ほどの山田委員の御質問に対して、私の聞き間違いがあったと思うのですが、平成27年度予算、先ほど、26年度ということで聞き取ったのですけれども、27年度予算をお示しくださいという内容だったかと、今の質問を聞いて思いますので、27年度予算の詳細については、安全対策費が410万円、環境整備費が484万3,000円、合計で894万3,000円となっております。

それに対しまして、今の御質問の中で、安全対策費の救護・監視の部分と思われるのですけれども、救護・監視についての日赤への報償費の額については、日額1,900円となっております。今回、予算要求いたしました部分につきましては、皆さんに事前に配付した資料の「監視・救護業務」ということで、ライフセーバーの分ということで162万円、日額単価といたしまして1万800円として計上させていただいております。

○山田委員

ドリームビーチの海の家30棟の話に戻るのですけれども、現在も撤去が続いているわけですが、撤去はされているのか、いないのか、先ほどは、道の指導や組合長の指導などとお聞きいたしました。その部分で、現状はどのような形で進んでいるのか、戻りますが、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築指導課長

現在の状況ですが、先週6月19日に現地を確認しました。その結果、7棟が除却されていまして、全部で37棟ございますが、30棟が残っております。今も、除却、解体の作業は続けられております。

○山田委員

まさにそういうことなのですね。この間の新聞でも、撤去が続けられて、資材などを一時保管するために、何かプレハブが建てられたということで、そういう、今も続いているという認識でよろしいですね。

○（建設）建築指導課長

委員がおっしゃるとおり、今も、除却の作業が続いているということでございます。

○山田委員

現在も除却が続いているドリームビーチ、先ほどは、救護・監視の予算についても少しお聞きいたしました。日赤への報償費については日額1,900円、先議のライフセーバーの部分については1万800円ぐらいになるのですかね、150人の162万円ですから1万800円、その部分でまず、市長は、この予算要求のときに、何かしらのアクション、安全対策については、例えば、現在、行われているようなこの日赤の救護員、1日1,900円、このような要求がなかったのがまず1点。

それと、今回、このライフセーバーの部分で、安全対策として、ライフセーバーは有効だとは思いますが、専門ではないと思います。通常であれば、専門の救護員、そういうものを雇うべきだと私は思います。

その2点について、市長、お答えください。

○市長

日赤の方々、1,900円ということで、御存じのように、今まで、ドリームビーチに関しては、市から救護に伴う予算をつけたことはございません。御存じのように、日赤の方々には、自主的にボランティアとしての活動で、それぞれの海水浴場でパトロールをさせていただいておりますけれども、市営で開設する場合は、やはり、市として最低限の責任が発生しますので、救助者に対しては専任でしっかり取り組んでいただくことが大前提であろうと私自身は思っておりました。

それと、恐縮ですが、その専門の救護員が海岸線における救助の専門家なのかは存じておりませんが、私が知る限り、海水浴場等の専門の救助者というのは、全国的にライフセーバーと、あとは、それこそ南の島のほうでは、ホテル等を経営されている中で海水浴場等を経営していますが、その中でパトロールとして雇われているようなことなどもあるとは思いますが、そのような方々が専門の方々だと認識しております、道内ではこのような活動をされているところしかないのだろうというふうに認識しておりました。

○山田委員

先ほど、産業港湾部から、言ってみれば、人命を助けるための救護業務、この専門員について、日赤の救護員とライフセーバー、この部分の押さえはしていますか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

日赤の救護員とライフセーバーの救護の押さえについてですが、業務の内容については、先ほど市長から述べられたとおり、日赤の救護の方々は、ボランティアとしての役割も非常に大きいものであります。ただし、海岸の水難など事故が発生した場合はきちんとした対処をしていただけるものとして、こちらとして救護をお願いしているという部分と、あと、ライフセーバーに関しては、やはり、あちらの大浜の海岸については、かなり広いエリア、なおかつ、数多くの方が来られるということになることと、先ほど市長が述べられたとおり、市で開設することによる最低限の責任が生じるという形で、今回、区別をさせていただいているということになります。

○山田委員

ということは、海の中から陸上に上げるまでが、ある程度のライフセーバーの方々、また、上げてからの救護ということでは、日赤の方々の力が要ということではよろしいですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ライフセーバーの役割としては、海浜全部を見ていただくという格好になります。ですから、まず、未然に防ぐ

こと、ですから、事故のおそれがある場合も、それを注意していただくという役割も含んでおります。

日赤の救護・監視につきましても、やはりボランティアの活動の部分もありますので、もし海難事故が発生した場合の救護ということで、未然に防止もしていただいているのですけれども、その役割に差があるものとして、こちらとしては考えております。

○山田委員

それでは、ライフセーバーではなく、日赤の救護員がいるほかの海岸については、特に支障はないということでもよろしいのですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

日赤は万全かと言われれば、やはり水難事故ですので、ある程度、自由利用の中で皆さんにレクリエーションを楽しんでいただいているという部分があります。ですから、日赤がいるから大丈夫、ライフセーバーが大丈夫という区別は、非常に難しい部分がありますので、大変申しわけございませんけれども。

○山田委員

ライフセーバーでも、日赤でも、大まかに言えば、変わりはないということがよくわかりました。

現在、その部分では、1日1,900円、一方では1日1万800円、その差としては8,900円になるわけです。その部分はよくわかりました。

次に、この、現状、撤去されない部分で、歯抜けの状態はまだ30棟残っています。そういうことで、海水浴客がその中で、撤去もされていない中で果たして、そういう環境の中で、本当に安全に海水浴ができるのかなということが少し心配になるところです。

よく引き合いに出されるのは割れ窓理論ですが、その理論の中でもいろいろ考えられる部分は、行政が本当にされるのであれば、そのような割れ窓理論がなくても、行政が真摯にそのような責任をとっているのですか、そういう犯罪だとか、そういう安全対策に取り組めば、別にそのような理論がなくてもされるという見方もあります。

そこでお聞きます。

今回、組合長が、筒井氏、皆さん御存じだと思いますが、組合の方にいろいろと撤去を要請されています。そこで、市長として、これを開設するに当たっては、どのような責任、もし事故があった場合の責任をとるのか、具体的な例を挙げて、市長がとる責任としてはどういうものが当たるのか、お示ししたいと思います。

○市長

先日の答弁でも話させていただきましたけれども、海水浴場において、特に遊泳者における事故というのは、基本的には自己責任でございます。国有地でございますから、海浜エリアを含めて、それは自己責任であると考えております。

また、駐車場等においては、今までも、皆さんも御存じのように、委託業務をお願いし、取り組んでいることでございますから、基本的には、駐車場の状況については、その委託業者の方々に、責任度合いを設定した中で果たしていただいていると思っております。

○山田委員

市長は責任をとりたくないということが、よくわかりました。

（「違う」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

その部分では、利用者の部分で自己責任だということが、言われたことだと思います。ただ、今回、このような撤去も続いている中、いろいろとそういう中で、予算を、いろいろな策があるにもかかわらず、されずに努力もしないということに対しては、私は違和感を覚えています。

実際、この利用については、代表質問でもお聞きしましたが、市長は、ドリームビーチでライフセーバーをされ

ておりました。小樽市民がどのような利用をされているのか、その市長の認識、代表質問では多くの方が利用しているということでお聞きしましたが、小樽市民が利用している状況については、いかがですか。

○市長

まず、さきのお話の中で、私自身は、風紀の乱れ等も含めて、責任をしっかりととろうと思ひ、このたび、予算化させていただきましたから、もちろんその中にも、お話のあった事故が起きないようにと、それに伴う最低限の体制を整えなければならないという、そういう思いで取り組ませていただいておりますので、まずその点については御理解いただければと思います。

それと、小樽の方々のかかわりの認識でございますけれども、例えば、小樽市内の学校関係が、ドリームビーチは砂浜が広く、遠浅で安全性も高いということで、利用されているということもありますし、また、子供たちがバス等を利用してドリームビーチに来られているということもあります。また、子供向けのプログラム等で小樽の子供たちに呼びかけて開催されている経緯もありますし、実際に、割合的にというお話がありましたけれども、小樽の方々もやはり、銭函地域の方々を中心ではありますが、ドリームビーチにさまざまなレクリエーションというか、楽しみに来られているというふうに私自身は認識しております。

○山田委員

そうかもしれません。私の認識的には、多くは手稲、札幌の方々が多いというふうに感じますし、ほかの札幌市民に聞いても、そのように私は捉えています。ですから、結論的には、現在、この撤去が続いている中、危害をこうむるかもしれない、ある程度、その責任については、その予防についても、対策はとっているが、多くの小樽市民が利用しないおたるドリームビーチにお金を出す、そういう根拠が極めて薄いと言わざるを得ません。それが私の認識です。間違っていたら、お答えください。

○市長

皆様も御存じのように、今までも、ドリームビーチも含めた海水浴場の利用客の数値というのは、小樽市における観光入込客数に全て入れ込んでおります。これは、私が就任してからではなく、ずっと前から、そのような形をとっております。ですから、小樽に訪れていただいている観光エリアの一つとしての認識を市として持っていたと私自身は思っておりますけれども、その中で、おっしゃるように、札幌市も含めた道内の方々がたくさんいらっしゃる状況で、安全管理もなされない、風紀の乱れも起こり得る、そのようなところにお越しいただくということは、避けなければならないと私自身は感じております。規模は違えども、やはり観光都市宣言というものを掲げて小樽市として取り組んでいる以上は、多くの利用客が来られるところに対してその改善策を図るというのは、行政の役割の一つではないかと私自身は認識しております。

○山田委員

そういう認識もあると思いますが、私は、何にしても小樽市民、それが目線でございます。そういった目線では、とてもそのような出す理由には当たらないと思っております。

○鈴木委員

◎議案第 1 号平成27年度小樽市一般会計補正予算について

代表質問でも、この議案第 1 号、おたるドリームビーチの件はかなりやっております。ですから、少し整理してお聞きしたいと思っております。

このドリームビーチの補正予算については、まず、現状、ドリームビーチ協同組合が海水浴場開設の届出を出したが、組合の違法建築物が期限内に除却できないため、海水浴場の開設を道からおろしたというか、そういう形で、今、海水浴場として開設できない状態にあるということです。そういう状態の中で、黙っていても相当数の海水浴客が見込まれ、同海岸の来場者の安全確保、そして海浜の環境保全の対策、これに関しては市がやって、それには

1,290万円かかる。そして、来年以降は、組合による健全な海水浴場の開設を求め、将来的には誰もが楽しめる海水浴場を目指し、経済効果も今後はもたらされるように考えるというのが、今までの市長の答弁というふうになります。

私はここで、こうなるからこうなるというところで、何点が質問したいと思います。

まず、平成26年度、この海水浴場が開設されまして、約7万人の来場がございました。その前は約14万人と、約半減、これは痛ましい交通事故の件でやはり皆さんから敬遠されたということもあります。

そこで、海水浴場を開設しなくても、相当数の海水浴客が見込まれるというお話でしたけれども、開設しないということになりますと、海の家もないのですね、そして、そういう救護施設もなく、トイレ等もなく、そして、現状、かなりの投棄物というか、そういった形で汚れているこの海岸を、相当数の海水浴客が、海水浴場を開設しなくても、見込まれるという理由、要するにどのぐらいをめぐりに来るというような想定をされているのか、まずお聞きします。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの相当数についての御質問ですけれども、こちらにつきましては、今、委員からお話がありましたとおり、昨年が約7万人、一昨年在約14万人、さらに前には23万6,000人の方がこの海岸を訪れております。代表質問の再質問の中でも答えさせていただいているのですけれども、他の海水浴場と比べても、1万人を切るとかそういうレベルの海岸ではないという中で検討いたしまして、相当数が、1万人以上の方が来るのではないかとということで検討した中で、今回、予算案を提出したものであります。

○鈴木委員

先ほども言ったように、海水浴場として開設せず、今期はたぶん、この計画でいっても、31日間ということで例年の半分以下ということでもあります。そういった中でも、1万人は来るというふうなお考えでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

海水浴場を開設しない状況の中でも、1万人が来られるのではないかと御質問だったと思うのですけれども、私も先日、ドリームビーチに行ってきました。調査のために行ってきたのですけれども、そのときにも、現状でも10名から20名ぐらいの方が見えております。きちりとした根拠は示せませんが、1万人以上の方は来られるというふうに私どもは考えて、今回、海水浴場を開設するという方向を示したところであります。

○鈴木委員

確かな根拠は聞けなかったわけでありましてけれども、そういった中で、次に、同海岸の来場者の安全確保ということと、海浜の環境保全の対策ということですが、1,290万円と確かに高額ではありますけれども、この海岸線は約1.2キロメートルということです。もう一つは、もし海水浴場をやるとして、朝9時から夕方5時までという時間帯ですが、このドリームビーチについて聞きますと、かなりその後の来場者も多い、どちらかというと、夜にもかなり酒を飲みながら海岸でお遊びになっている方も多いですし、そういう方を考えると、同海岸の来場者の安全確保というのに、それから環境保全、約1.2キロメートルあるこの海岸線に対して、1,290万円でのどの程度できるとお考えでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

海岸については、海岸漂着物のほかに、やはりいろいろな方々が見えてごみが散乱しているという、先日も、ある報道でもなされていたとおり、かなりごみが散乱しておりますので、そういうエリアですので、ごみに対する費用というのは、やはり相当かかるものだろうという部分で、今回、環境対策に係る経費も計上しておりますし、安全対策についてはやはり、先ほどの答弁で御指摘がありましたが、相当数の方がお見えになる中で、未然に事故の防止をするという役割と、事故が発生したときの対処について、一定程度、小樽市として開設する以上、責任がありますので、一定程度の役割を果たせるという内容で、今回、予算を計上させていただいたものであります。

○鈴木委員

この件についても、少し不明確でありまして、それから、これは市長にお聞きしたいのですけれども、先ほど、山田委員からもありましたが、1,290万円ということで、これは、海水浴場の管理運営に関する指導要綱に準拠してやられたわけです。先ほど言ったように官がやるというか、自治体がやるとなると、こういう形でかかるということです。市長は、常というか、いろいろな、選挙等の中でもおっしゃってございましたけれども、官がそうやって予算を積み上げるとどうしても高上がりになるということをよく言われていたわけでありまして。そういった中で、例えば、海のそういったエキスパートで、ライフセーバーでもあり、海のことをよく知っている、状況を知っているわけでありまして、先ほど山田委員がおっしゃったように、この中で、例えば救護・監視など、そういうことに関しましては、私のつてというか、そういういろいろなものがあって、この件は安くできたよとか、そういうことでやっていただくと、変な話、すごいな、やはりそういうことなのだなというふうに思われるのですけれども、先ほど言ったように、官で積み上げた予算というのは、当然そうであるから、それはしようがないというお考えだとどうなのかなということなのですが、その点についてどうですか。

○市長

予算をもう少し絞るべきだったのではないかという御質問かと思えます。

やはり、そういう公体質ではなく、少しでも経費削減をという考え方は、今も持っております。予算をこのように計上させていただいております。現場の管理においては、入札を行わせていただきたいと思っていて、その公告時期もあったものですから、この時期で先議をお願いしますと話したのは、入札等がありますので、その入札等で予定価格よりも低い金額で落ちれば、私としては大変ありがたいことですし、また、現在、トイレの設置数なども、たしか20棟で考えているのですけれども、もう少しその数を絞るとか、また、施設のプレハブ等を救護室と休憩室ということで考えさせていただいておりますが、その二つを一つにするとか、そういう意味合いでの予算を少し抑えて、計上している金額よりは下げる努力というのは、していかなければならないと今も思っております。

もう一点、先ほどの御質問の中で、今回の予算計上で万全な状態なのか、さまざまな問題があるだろうけれども、それに対して対応ができるかというようなお話もあったかと思えます。

まず、あの海岸線の真夏のピーク時期の現場、現状をこの中で御存じの方が、たぶん私以外にいないのではないかと思っております。山の話もありましたけれども、山も当然に季節によって状況が変化します。夏と冬では、その状況というのは、全く一変いたします。それと同じように、海岸線においても、特にあの大浜海岸、ドリームビーチを含めたあの海岸、新川河口の向こう側、石狩湾新港から砂浜がずっと続き、御存じのように、銭函の海水浴場のところまで砂浜が続いておりますけれども、そのエリアにおける夏の状況というのが、話させていただいた風紀の乱れももちろんですが、そのエリアにさまざまな要因を与えかねない状況でございます。もちろん夜等もそうなのですけれども、私自身はそれらを、海水浴場に来られる方々に対して、周りからの影響を最小限にとどめるためには、市で開設しているという、市でなくてもいいのですが、海水浴場を開設しているという、何かしらの管理者がいらっしゃるということ、そして日常からそこに毎日のように誰かが出入りしているという状態、これがなくなるのが、そのさまざまな要因が、来られた方々に対して大きな影響を与えかねないというふうに考えております。管理者に対して夜にパトロールしてくださいという形の予算計上はしておりません。しかしながら、管理者がいれば、必ず駐車場に対しての施錠もできますし、また、次の日の朝には、その状態がどうなっているのかということを見ることもできます。しかしながら、市営等で開設しなかった場合に、その日常の目があそこに行き届くことはなくなるのではないかと、また、それらの風紀の乱れを改善するために、北海道警察であったり、海上保安庁など、その他さまざまな機関に御協力いただいておりますけれども、そこに、その管理者等がない状態で、その方々に、安全担保のためにパトロール等をお願いしますという連携等も、やはり管理等、何も携わっていない我々がただお願いするだけということにはならないのではないかと、やはり管理者としてどなたかがいて、その管理者の方々

と連携し、そういう公的な機関の方々に対して依頼し、その状態を保てるように取り組むことが大切だと思っておりますので、今期は、もう御存じのように、ドリームビーチ協同組合が海水浴場を開設することはできませんし、現在の除却状況がそのような状態のままで、こちらとしてもさせるつもりもございません。だからこそ、管理者として適任である何かがあればいいのですけれども、残念ながら、市の中で、観光協会等も含めて、海水浴場を開設した経験をされた団体は一つもございませんでしたので、最終的に市で開設する以外にはないのではないのかという最終手段として、皆様に提案させていただいたところでございます。

○鈴木委員

そういったお話でありますけれども、ここから二つ問題が起こります。まず、先ほど言われておりました除却と、風紀の乱れといいますか、無秩序な状態ということであります。

まず、除却なのでありますけれども、先ほど、来年以降は、組合による健全な海水浴場開設を求むということはおっしゃっていたわけですが、除却が済まなければまずできないわけでありまして、本来は3月31日までに組合に求めていたわけですが、それは履行できない、今の状態。それで、来年以降、この除却がもしできなかった場合、私が一番懸念しているのは、市は前例主義というのがございます。というのは、今年、緊急避難的措置として開設、それは確かに、もしかしたらあるかもしれない。しかし、来年以降、除却が済まない場合、去年はやっていただいて開設したのに今年はやらないのか、こういうことは、絶対起きます。そういった場合、ずるずると小樽市が海水浴場を開設する、続けるということも想定されるわけです。ですから、そのことは心配でありますし、まず手を出す、このときにしっかり考えて出さなければ、この瞬間、必要だというのは、何となく今言った御答弁でもわかりますけれども、先のことを考えてそういうことを言っていたかということの一つ。

それから、何といたしましても風紀、そして無秩序な状態でありますけれども、私は、結論的なことにはなりますが、今季、海水浴場を開設せず、仮設建築物が除却され、来年以降、組合で海水浴場を再び申請するときに、海水浴場の抛入金、その条件としてしっかりと、今度の痛ましい交通事故などが二度と起こらないよう、より一層風紀の乱れや無秩序な状態を是正する、内部のしっかりとしたそういったことをやっていただくように、取り組んでいただくように求めて、そのことを条件に来年以降、応援していくということが一番というふうに思っておりますけれども、これについてお答えいただきたいと思えます。

○市長

先のことについてのお話があったかと思えます。

海水浴場は、これは私の受止めでしかございませんけれども、1シーズン、イメージが悪くなりますと、その次の年からよりイメージが悪くなり、訪れる海水浴客が減ることもありますが、風紀の乱れを増長させるというか、悪化させるというふうに私自身は感じております。

私自身としては、大浜海岸をはじめとしたあの海岸線は、人工構造物が目の前に見えない、自然環境として大変有効なエリアであると認識しております。これは、小樽の区域に限らず、石狩湾新港を越えて、石狩市側の海岸線も同様に、全国的には人工構造物だらけで、砂浜そのものが減少しているような状態ですので、そういう意味では、今までは当たり前だったかもしれませんが、今後においては大変大切なエリアになっていくのではないかと思っております。そして、海岸線そのものの素材がそれだけ延長、ドリームビーチは1.2キロメートルなのですが、石狩湾新港から銭函までは、はっきりとした数字はわからないのですが、大体10キロメートルぐらいは砂浜が広がっていると思うのですが、現在は何も縛りがないので、エリアによっては水上バイク、エリアによってはウインドサーフィン、エリアによってはサーフィン、エリアによってはほかのさまざまな出来事等、入り乱れているような状態でございます。ですので、将来的にはしっかりとすみ分けや整理をさせていただき、海水浴場は海水浴場として、また、水上バイクに乗られる方々は水上バイクに乗れるエリアとして、さらにはウインドサーフィンやサーフィンはやはりそのポイントで行っていただけるように、その海岸活用を、しっかりと先を見据

えて、考えて、取り組んでいくべきであると思っております。

その中で、今年度、その悪影響というか、イメージがついてしまいますと、そのような将来ビジョンも、海水浴客又はそういう方々の海岸を見る目が、やはり悪いイメージになってしまいますので、せっかくそういう整備をしても、海水浴客が来られなくなってしまう可能性もあるだろうというふうに思っております。ですので、今年は、そういう意味では、緊急避難的に対応させていただき、ドリームビーチに現在ある建物の除却も含めてしっかり整理させていただいて、来年以降にはプラスに働くように、私自身も取り組んでまいりたいという決意でございます。

○産業港湾部長

2点目の部分でございますけれども、きちんと除却されまして、組合が来年開設する場合は、飲酒運転防止といったことを、きちんと支援の条件として申し伝えるべきだというような御質問ですが、それは、私どもも、もっともだと思っておりますので、どのような形になるかわかりませんが、特に飲酒運転防止などについては、きちんと申し伝えていかなければならないというふうに考えております。

○鈴木委員

除却について努力する、もしそうならない場合はやらないのですかということを知っているのです。先ほど言ったように、我々が懸念しているのは、今年1年ということだけではなく、やはり、先を見据えたときに、その除却、例えばその見当がつかない、もしかしたらやらないかもしれない、そういうことであれば、今年、市として開設するのは、かなり危険だという話をしているのです。その点について議論がかみ合っていないので、しっかりお答えください。

○市長

先日の議会における答弁でも話をさせていただきましたけれども、ごらんのように、このようにたくさんのマスコミの方々もいらっしやっていて、道内では、これについてかなりの影響を及ぼし始めているのではないかと私自身は自覚しております。そのような中で、除却されずに残し放しという話にはならないであろうと私自身も思っております。ですので、先日の議会答弁でも話させていただきましたが、行政代執行も含めて考えなければならぬ可能性を、ならないかもしれないというふうに思っております。しかし、できれば、そのような方法をとるのではなく、自主的に除却していただき、健全に戻すことが、私としてはやはり第一の目的でございますので、まずそれに向けていかにこの夏の対応をしていくのかということから、市として開設も含めた御提案を皆様にさせていただいているということでございます。

○鈴木委員

要するに、来年、除却が済まない場合は、もちろん組合は海水浴場を開設できないわけです。市長がおっしゃるように、そういう希望的な形で自主的にやっただく、これが一番であります。しかし、来年、除却できなくて、そして、今、市長がおっしゃるように、海水浴場としては必要ということになりますと、来年、今のお話ですと、当然、除却が済まない場合でもやるという意味だというふうに感じるのですけれども、そういうことでいいのですね。

○市長

この間、これだけさまざまな話題になっておりますので、たくさんの方々からお話を聞いております。今のお話の前提は、ドリームビーチ協同組合の方々が除却をする、しないということに伴って、除却ができれば、来年からというお話ですけれども、さまざまな話題の中で、札幌市民が9割来ているのではないかとというようなお話を耳にされた方々が、今まで海の家等には携わっていないですが、飲食店関係者などが、そのような状態であれば、経済効果が高いと見込まれて、そのような海の家や、海水浴場の開設も含めて、少し考えてみたいと思っております。というようなお話も耳にし始めております。

海水浴場の開設は、基本的には、現在、小樽市では、組合で開設している場合が多いですけれども、ドリームビ

一斉協同組合でなくても、組合を組んで海水浴場を開設することもできますから、さまざまな情報を得た中で、あの海岸線においてそのような形で管理・運営をしていきたいというお話があれば、それに対しても検討していくべきでしょうし、また、その他さまざまな手だてを打てる可能性がないわけではないと思っております。実際、海岸線の管理は北海道でございますから、現在、この話がこれだけクローズアップされ、北海道でも、今後において海岸線のあり方を考えるべきではないかというお話も出始めていると聞いております。私としては、その良好な海岸線を来年以降、より市民の皆様をはじめ道民の皆様に有効に活用していただく、利用していただくことを目的に、今回、この状態を何とか乗り越えるために、このように提案させていただいているということでございます。

○鈴木委員

何といいましても、今年、市で海水浴場を開設するにしろ、しないにしろ、除却をされて、来年以降、小樽市が開設するのではなく、現組合かほかの組合かわかりませんが、そうやってやれるにしても、あの地域は、市長は、昼間、見たことがないだろうと我々におっしゃいましたが、夜は、見たことがあります。近くを通っただけでも少し近寄れない、近寄りがたい、そういう状態でありまして、私は、そういうところを見ております。若い方が、風紀が乱れるというか、花火を打ち合ったり、海岸線に車を乗り入れたり、そして、ナンパするのは構いませんけれども、事件になるすれすれのことが起こっている、これが地元の声であります。ですから、その風紀を含めて、このときがまさに改善するチャンスであります。これをただ単に、海水浴場を開かなければ、来年以降、知名度が落ちるとか、そういうことだけではなく、やはり根本的なところがあるわけです。ですから、その件をもう少しこれにつけ加えて出していただきたかったというのが、本当の思いであります。というのは、この緊急避難的措置として出すという以上に、例えば、具体的に条例化してこういうふうな指導していくとか、先ほど私が言ったように、今度の海水浴場の補助金に関して、そのように出すなら、こういうことをきちんとやってくれということをお求めるとか、そういう具体的なお話をさせていただきたかった。ただ、今回の緊急避難的措置だけ見ますと、今、市長がおっしゃったように、要するに、今の海岸線の人気落ちる、それは困る、そういう話ではないということだけは、しっかりわかっていただきたいというふうに思います。

○市長

おっしゃっているとおりでございます。私も、夜もよく存じております。見ている回数は、1度や2度ではございません。私自身としてはやはり、開設しない場合にどうなるのかという不安が大きい、つまり、先ほどお話ししたように、ふだんから管理者が誰もいない状態だ、それがさらに増長されかねないのではないかと不安が大きいということも、今回の提案をさせていただいた大きな理由の一つでございます。

そして、本来であれば、例えば、今年の夏をまず皆さんに見ていただいて、それで、こういう状態なので、条例化させていただき、それに伴ってこのようにいろいろなことを、先々のことを考えて提案していきたいという話を、皆様と議論しながら、そうしていきたいのですけれども、私自身も、御存じのとおり就任して2か月余りで、ドリームビーチ協同組合が海の家を除却を終えていないにもかかわらず、届出も出されていて、それをやめる、やめないという話がずっと続けられて、結果、その結論が出始めたのが5月下旬でございます。私としても、本当であれば、順を追って、将来的な海のあり方であったり、あの海岸線も含めて、このまちの海水浴場のあり方もしっかり検討し、安全管理、安全対策等、条例化又はルールづくり、それらを皆様と話し合いながら、具体化したいのですけれども、その時期そのものがどうしても、季節が訪れてしまう状態だということで何度もお話ししておりますが、緊急避難的に最低限の部分でということで、今回、示させていただいたというところでございます。ですので、できれば私としては、今回の予算案、議案に限らず、今後においては、海岸線におけるあり方というのは、このまちの地域資源としての大変素晴らしい素材の一つであると私自身は認識しておりますので、そういう意味でも、将来にわたって、これからどうあるべきか、条例化等も含めて、皆様に投げかけたいと思っておりますので、ぜひ今後における議論もお願いしたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎議案第 1 号平成27年度小樽市一般会計補正予算について

私も、おたるドリームビーチの問題について、何点か伺ってまいりたいと思います。

代表質問でも質問させていただきましたけれども、11年間、撤去されないまま、おたるドリームビーチの開設が続いていたということで、これにつきましては、ドリームビーチ協同組合側だけではなく、市にも責任があるかなと感じているところではあります。

初めに、違法建築物の海の家について、何点か伺っていきたいと思います。

先ほど来、お話が出ていますとおり、組合側が12月までに全面撤去するとしたことに対して、本市は仮設建築物の許可期限とした3月31日、もうとっくに過ぎている状況から、この期限の延長を認めずに、速やかに除却するよう指導しているというふうに答弁がありました。

先ほどお話がございましたけれども、6月19日現在では7棟が除却されているということで確認しているようですが、その後の状況については、除却されている棟数と、残り棟は幾つか、また、そのうち現在、これから除却する予定がある棟数は幾つあるのかどうか、これらについてお答えいただきたいと思います。

あわせて、報道等ありましたけれども、そういう状態が続いている中でも、違法建築物と言われている新たなプレハブが建ったという状況がありますので、その後、そういう違法な建物が建った事実はないかどうかについて、確認させていただきたいと思います。

○（建設）建築指導課長

海の家の現在の状況と新たなプレハブについてですが、私からは、まず現在の状況について、6月19日現在、7棟が除却されております。30棟が残っていることを確認しております。

組合からは、今月中にあと二、三棟、そして来月は中旬までに数棟、除却したいということを聞いております。

○（建設）池澤主幹

違法建築物でございますけれども、6月9日に1棟、違法建築物を確認しているところでございます。除却についてですけれども、6月22日に現地調査を終えておまして、撤去されたことを確認しております。

○千葉委員

私自身も、ビーチには11日に行ってまいりましたが、本当に除却されていない海の家が多く、計画的に除却作業が進まなければ、今年中の全面撤去というのは、非常に難しいのかなと思いました。これについても見解をいただきたいのと、また、除却を進めることで遅れが生じているということなのですけれども、所有者の方からは、どうして遅れているのか、その理由についてどういう意見が寄せられているのか、それについてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築指導課長

除却が遅れている理由についてですが、組合からは、除却に伴う資金の捻出が、資金不足のため、自主施工した場合の人手確保の問題があると聞いております。あと、全面撤去までなのですけれども、そういった理由によりまして、組合からは、12月までかかるということ、それもあわせて聞いております。そして、そういう話は聞いておりますが、市としては、速やかに除却するよう指導している段階でございます。

○千葉委員

今、御答弁の中で、組合側が、12月までかかるというふうに話されたということなのですけれども、それは、約束されたということによろしいのですか。

○建設部松木次長

今、7棟が除却されまして、残り30棟ほど残っております。この件につきましては、組合側との話の中で、年内にきちんと除却するというのを、一応、お話としてはいただいております。私どもとしましては、その辺を強力に指導してまいりまして、年内の除却を目指して、速やかに除却させるようにしていきたいというふうに考えております。

○千葉委員

今、そういう指導を強力に今後もしていくというお話でしたけれども、この除却に対する指導というのは、建築基準法に照らして一般的に、そういう違法建築物の所有者に対して、どのようなステップで話が進んでいくのか、また、現在は、どこまで進んでいるのかについても、説明していただきたいと思います。

○（建設）建築指導課長

一般的な違反の指導としましては、行政指導としまして、指導通知、催告、督促などがございます。現在の段階なのでございますけれども、ドリームビーチの場合は、指導通知と除却の催告を行っております。

○千葉委員

まだ通知と催告のところまで、これは、全部行われたということによろしいのですよね。一応、法的には、違反している建築物の是正指導に応じない場合の罰則というのが規定としてあるというふうに思うのですけれども、この罰則規定というのは、どのようになっていますか。

○（建設）建築指導課長

違反の是正指導に応じない場合の罰則等については、建築基準法では、第98条による罰則、それから第9条第12項によります行政代執行等がございます。

○千葉委員

今、第98条というお話もありました。具体的にこの場で説明していただけますか。

○（建設）建築指導課長

建築基準法第98条による罰則ですが、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すとなっております。

○千葉委員

ということは、先ほど言った第9条第12項というのは、行政代執行という説明でよろしかったですね。

この内容ですが、平成19年ぐらいに改正になったということで、罰則が結構強化されております。こういう内容等については、きちんと組合側に伝えられているのかどうか、それについてはいかがですか。

○（建設）建築指導課長

この内容については、組合に伝えております。

○千葉委員

代表質問をした中で、先ほども少し出てはいますが、完全に撤去されない場合、今、第98条というお話もありました、また、第9条第12項というお話もありましたが、この行政代執行も含めた検討をしていくというお話があったのですが、実際、今の状況だと、予想でしかありませんが、残る可能性が出てきます。実際に1棟行政代執行する費用というのは、どのぐらいかかるかについて、お答えいただけますでしょうか。

○（建設）建築指導課長

除却に要する費用なのですが、分別解体となりまして、規模によりまして、1棟当たり100万円から200万円かかると考えております。

○千葉委員

行政代執行だと相当額がかかるのだなと思うのですが、そういう内容も伝わっているというふうに思っております。そういう内容が伝わっているにもかかわらず、除却作業が少し遅れぎみになっているなど印象を受ける

のですけれども、そうすると、ますます、組合側がおっしゃるような12月までの約束期限が、本当に守られるのかなと心配しております。市長が先ほどおっしゃいましたけれども、来年に向けてスタートができないのではないかとこのように心配しているところです。

御答弁の中で、今、市営の開設ということで進んでおりますけれども、市が開設しなければ、組合側の除却意識が薄れ、違法な建物が相当数残ることが想定されるというふうに御答弁をいただきました。なぜ、市で開設しなければ、組合側の除却の意識が薄れるのかなという、この御答弁からは少し理解が深まらなかったのですけれども、これについてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

組合の除却意識が薄れる理由については、観光振興室として組合と協議を行った中で、組合は、年内に建物全棟除却を行いたい、その中で、来年度、再度、海水浴場を開設したいという意向があるというお話の中で、先ほど市長が述べられたとおり、この海岸について、一度悪いイメージがついてしまうと、海水浴客が来なくなることが想定される、その中で、市で開設した中で、安全な海岸を担保されていく中で、皆さんの意識が高まって、来年こそは健全な海水浴場の運営ができるという内容で、意識が薄れるということで、答えさせていただいたものであります。

○千葉委員

今の説明を聞いてもなかなか理解が深まらないのですけれども、確かに、悪いイメージがつくと、一時的には、もしかすると利用者が減る可能性もあるかもしれませんが、やはり営業努力だというふうに思っています。今のお話は一定程度理解できますけれども、市営で開設しなければ、組合側の除却意識が薄れるということが、私自身はやはり理解できないかなと思っておりますし、先ほどお聞きしましたとおり、12月までどのように除却作業が進められるのか、その計画等も組合側からは示されていないように、御答弁からはうかがえるのです。今月、あと二、三棟、来月、今回予算が通れば、開設になるまで、数棟だということで、はっきりしていないというのが現状ではないかなと思っております。

もう一度聞きたいのですが、違法な建物が相当数残ることにならないというふうに、市営で開設しなければ、組合側の除却意識が薄れるということが、やはり理解が深まらないので、御答弁をお願いしたいと思います。

○産業港湾部長

その件につきましては、もし今年海水浴場を市で開設しないとしますと、海水浴場としては開設できなくなってしまう。そうすると、組合側としても、来年以降の開設というのは、なかなか困難な状況になるかと思えます。そうしますと、この建物を壊して、再建していこうという、そういう意欲がうせていくのではないかと、そういう点から、除却意欲が薄れるということで話させていただいたところです。

○千葉委員

ただ、今の状態もそうですけれども、海の家は状況は、市長もよく御存じかと思いますが、現在でもひどい状態なのです。私が行った11日の時点でも、砂浜は清掃が行われるでしょうけれども、海の家は本当にひどい状態で、撤去されない海の家があること自体が、非常に危険な状況だなというのがうかがい知れます。このように感じているところからも、やはり、現在、撤去、正しく除却する予定の海の家は明らかではないなという印象を受けます。その間、市長が先ほどから言われている、また、今、私が言った、風紀が乱れるだとか、本当に無秩序な状態が続くわけですから、そのまま放置すること自体が、建物ももっとひどくなるし、開設したとしても、先ほど言ったとおり、24時間、監視がいるわけではありませんから、市営で海水浴場を開設しても、1年間を通して、開設しない時期もあるわけで、それはそういう状態があるということだというふうに私は思っているのです。先ほど、風紀が乱れるというお話もありましたけれども、やはりそういうところには普通の方は行かない、風紀を乱しそうな、そういう方が行かれるのかなと私自身は思っておりますし、12月まで撤去が進まないことだけが本当に心配だ

なと思っています。組合側が、今年、違法建築物のことが発覚したときにも、今年は非常に雪が多かったので、雪があるうちは撤去ができない、また、雪が解けてからは、開設時期になるからなかなか進まない、もし海水浴場開設をして、秋になったら、もしかしたら台風が続くかもしれない、そしてまた冬が来る、本当に進むのかなと私自身は思いますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○建設部松木次長

浜小屋の除却につきまして、確かにいろいろな御心配、天候の影響ですとか、また、資金の問題ですとか、いろいろな影響があるかとは思いますが、私どもとしましては、組合と、12月までの間に速やかに除却をしていただくということで話をさせていただいておりますので、その推移を注意深く見ていって、必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

先ほど来、その12月という約束は、約束であって約束ではないというふうに思っておりますけれども、我が党としては、違法建築物をそのままにして、市営で開設して、1,290万円、こういう金額の税金を新たに1か所の海水浴場に投入する必要性が本当にあるのかなと疑問を抱いております。先ほど来、繰り返し言っているとおり、開設しなければ、組合側の除却意識が薄れるという考えが、イコールにはならないというふうに私自身は思っているのです。この辺について、市長からも御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

この市長という立場として、除却はさせなければならないと思っております。そういう意味では、その覚悟は、担当部署の職員としっかり連携して、そのように対応できるように努力してまいりたいと思っております。

もう一点、千葉委員がおっしゃっていたように、本来、海水浴場が開設している年であれば、既にあの砂浜の前はきれいになっております。また、あのように海の家の中の建物の中から物を持ち出されて、さまざまなものが海岸線に転がるなどということはありません。ですから、管理されていない状態が続きますと、この夏、あの状況がよりひどい状況になり得ることは、既に想像ができます。私としては、結果的に開設しなかった場合にも、たとえ駐車場等をクローズしたとしても、道路はあの近隣まで続いておりますから、例年、駐車場があっても、あのあたりに路上駐車をしてたくさんの方も来られますが、相当数の車があのあたりにとめられて、これは昼であろうと、夜であろうと、あの建物もいじられて、さまざまな被害又はそのような散乱、よく話をさせてもらっているさまざまな風紀の乱れも含めて、助長しかねないという不安は、大変強く感じております。ですので、それを少しでも防ぐための最低限の対応として管理者をつけたいという思いから、このような提案をさせていただいたということでございます。

○千葉委員

今、市長から、管理されていない状況なので、あのような海の家悲惨な状態になっているというお話がありましたけれども、そもそも、海を家の管理というのは、その所有者の責任です。だから、今回、市営で開設して、監視の方がついたとしても、その全ての海の家に対して、監視の責任というのは、きっと負わないのではないかなと思っていて、来年に向けて海の家の方々为抓手り頑張るのだという思いが本当にあるとすれば、今そういう状態にある海の家毎日通ってでも、中の掃除をしたり、周りの掃除をしたりすることが、私が経営者だったらそうしているなと思います。

この市営の開設についての決断の理由についても伺いました。今おっしゃったことだと思いますけれども、仮に開設されなかったとしても、相当数の海水浴客の来場が見込まれ、無秩序な状態になることが想定されるため、来場者の安全確保や海浜の環境保全の対策等を目的として、緊急避難的な措置として市で海水浴場を開設する必要があるというふうに、今まで御答弁された総括的なことで市長は答弁されています。私としては、緊急避難的な措置であれば、やはり、開設しないという選択肢はなかったのかなと考えているところです。

先月行われた北海道水域利用調整協議会の議事録を見させていただきましたけれども、おたるドリームビーチについて記載がありました。この協議会の中では、ドリームビーチが開設されない場合、水域利用調整区域の指定の考え方について、御意見等、各委員から出ております。開設しない場合に、この区域設定のために、小樽市として、もしそうするのであれば、何らかの措置というのは必要なのではないかなと思いますけれども、これについては、どのようになるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

水域利用調整区域の設定についてでございますが、市で海水浴場を開設しないのであれば、水域利用調整区域に係る予算だけを市が措置することはできないと考えております。

○千葉委員

全く措置はしないということ、ということは、何もしないということであれば、この水域利用調整区域の指定もしないということ、理解してよろしいのですか。

○（産業港湾）観光振興室長

市としては措置できないということでございます。

○市長

北海道プレジャーボート条例に伴う水域利用調整区域のことかと思いますが、水域利用調整区域は、水上バイク等の侵入を防ぐというか、特に、海水浴場の枠組みの中で設定されている場合が多いのですけれども、御存じのように、もともとプレジャーボート条例では、具体的な水域利用調整区域の制度設計がしっかり見込まれていなくて、最初は海水浴場と同じラインで組もうという考え方です。私は現場で対応させていただき、水上バイクは海水浴場のラインぎりぎりを走り、結局、身の危険を感じますので、もう一枠遠くに設置しなければならないということで提案させていただき、北海道でお願いさせていただいて、そのような設定に変わっております。それによって、海水浴場という枠組みがあって初めて、プレジャーボート条例における水域利用調整区域のエリアが設定されるものですから、あくまで海水浴客の方々への水上バイクからの脅威を防ぐためのエリア設定なものですから、海水浴場を開設しないという枠組みの中で、プレジャーボート条例の入りはいけないというラインを引く理由がなくなってしまうのです。ですから、届出としては出して、ブイを置くということは、プレジャーボート条例としては行うことはできるのですけれども、それが必ずしも来られる方々にとって安心につながるかということは疑問ですし、また、そのエリアにおいて、入らないようにというような適切な指導をされる方がいらっしゃらなければ、その効果は半減以下になってしまうと考えております。

○千葉委員

以前はそうだったかもしれませんが、その条文で、たぶん、今、市長がおっしゃったのは、「人が遊泳し、船舶が頻繁に航行し」の「人が遊泳」という部分だと思うのですが、今、海だけではなく、湖などいろいろなところで、そういう事故というのは起こり得るということで、開設しなくても、水域利用調整区域の指定というのは可能ではないか、それはいいのではないかとこのように、水域利用調整協議会では、議事録によると、言われています。それで、今、水域利用調整区域の指定はしないということは、何らかの措置もしないということ、ということは、負担も生じないということで、私自身は、その部分については、理解もいたしました。

それで、代表質問でもさせていただきましたけれども、海水浴場を開設しないで、安全対策だけを行うことについて、市長自身は、安全対策が万全でないことや、先ほどおっしゃったように、責任を持っていない理由等を、この答弁では述べられておまして、検討はしていないというお話でした。検討していないので、予算額を示すことができないというふうにお答えになっていたと思います。先ほど来、数字的な経費の関係が出ていますけれども、さきに産業港湾部から示された海水浴場開設経費の予算の内訳等を見ますと、1,290万円、いろいろな金額等が出ています。一応、これは、市として市営で開設する場合で、今までと同じように、ドリームビーチの延長1.2キロメートル、

それをやった場合のこの金額だと思うのですけれども、例えば、その延長を半分にするだとか、狭めるだとか、そういう部分について、もし検討する余地があるとすれば、経費的には、どのような部分が幾らぐらい変わっていくかというのは、この場でお答えいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

エリアを狭めた中で海水浴場関連経費が圧縮されないかという御質問に対しては、エリアを狭めた内容では、今回の予算については、圧縮できないものと考えております。

○千葉委員

撤去が進んでいるところが少し固まっていれば、地域を狭めて開設したら、予算がどのぐらいになるかなという視点で説明を求めたのですが、経費としては、1,290万円よりは、それほど変わらないというふうにお答えいただいたのかなと思います。

今、一連の建築物の件ですとか、海の状況ですとか、質疑をさせていただきましたけれども、私自身も主張させていただいているとおり、やはり、早急に海の家を建物を除却することが全てに優先される、今はその事態だというふうに思っているのです。いくら、1か月間、利用者がいるからということで、開設したとしても、市長が一番大切に考えている利用者、市民も含めた利用者の方々の安全・安心というのは、守られるのかなと疑問であります。ですから、やはり、今の違法の状態を早く是正することが一番市の責務であるし、組合側の対応なのかなと思っております。

実際には、懸念されているとおり、これからどんどん暑くなれば、海岸に行かれる方も多くなるというふうに思いますけれども、我が党としては、そういう万が一来た方に対しては、十分な安全が確認されない場所だという、大変危険ですというような表示をするだとか、隣接する場所にもすばらしい海水浴場があるので、私も銭函で仕事を長くしておりますので、よく存じ上げておりますが、そういう場所に促すなど、まずは、撤去できるところが数棟あるということですから、早急に進めていただくことが、一番の安全・安心を守るための手段ではないかなと思っております。

注意喚起をしっかりとすることが大事だということを述べさせていただきましたけれども、最後に、市長に、これについて御答弁いただいて、私のドリームビーチの質問は終わらせていただきたいと思っております。

○市長

私自身も、3月31日までに除却しておいてほしかったです。私は、やはりそれがあって、その上で、今年、どうしましょうかというお話が、それこそ組合の方々とも、できると思いました。しかし、このたび、そのような状態で残されたまま、結果的に、私自身は、組合の方々とも直接交渉などをするということは、一切できませんでした。つまりは、違法状態で残されているような状態で、また開設させていただきたいというお話は受けられないというふうに思って、私は一切関与しておりません。ですから、このような状態が残っている中で、答弁の繰り返しになるかもしれませんが、やはり、海岸線に導かれている道路をふさぐということは、残念ながらできません。また、駐車場のところに鎖は基本つくのですけれども、あそこの鎖をつけていても、何日もつのか、やはり、ふだんから毎日のようにチェックして、壊されたなどということにも常に対応し、そして、もともとは、組合の方々は、一部、夜、営業されているというお話はさせていただきましたけれども、その方々が物の搬入をするためにという理由で、1か所あけていました。ですから、常日ごろから、結局は、一般の方も出入りできるような状態だったのです。それもきちんと塞いでしっかりやっていくことが大事だと思うのですが、日常から管理できない場合は、どこかが壊されたら、結局は、そのエリアは、無秩序なエリアになりかねない状態ですし、また、先ほども話したように、道路沿いにいわゆる路上駐車というか、結局いろいろなところにとめられて、中に入るとことを妨げることまではできないと考えます。よほどのバリケードをつけても、少し避ければすぐ入れますから、開設せずに、完全に入らないように、やめるようにと言っても、先ほど話されたように、良識のある方々は来られなくなるかも

しませんが、そういう事故であったり、風紀の乱れ、そういうところを防ぐというところには至らないのではないかと、そういうふうには私自身は考えておりましたので、結果、最終的な判断として、そのような形で皆様に提案させていただいたということでございます。

○千葉委員

今、市長が答弁されたように、確かに、3月31日まで撤去されれば、本当によかったらうし、新市長がここまで苦勞することはなかったと申し上げたいというふうに思いますけれども、今、鎖の状態というのは、開設しても、しなくても、今までであったのではないですか、やはりそういう状態というのは、それを破って中に入るだとか、そういうことはあったと思うのです。だからこそ、除却が可能なところから徐々に進めていく、そういう作業をしているから危険ですよというのは、きっちりと、看板などを立てること、これはたぶんできるというふうに思っていますし、先ほど、できないことがたくさんあるとおっしゃいましたけれども、やはり一つ一つクリアもしていただきたいなど、これは市長ではなく、本当に理事者の皆様にお伝えしたいのですが、やはりそちらの建築物の違法な状態をそのままにすること自体を解決しないで、今年だけ開設して、1,290万円の予算を使う必要はないというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算について

私も、この議案第1号の問題について、質問させていただきます。

先ほど、海の家を除却問題が解決しない場合に、来年度以降の対応につきましては、市が海水浴場を開設しなければ、組合側の除却意識が薄れ、違法な建物が相当残ることが予定される、そういう答弁があったのですけれども、どうも論理的に答弁が成り立たないのではないかと、そういうふうに思います。

また、市が海水浴場を開設するというので、違法状態にある海の家を全て除却してもらおうということなのですが、それが本当に可能なのか、先ほどの答弁の中で、約束したというような答弁もあったのですが、私にとっては、希望的観測のように聞こえるのです。

それで、先ほどの論理的に成り立たないということと、もう一つ、文書でもって約束をとれなかったのか、どういふ程度の約束なのか、もう少し明確にしていきたい。

○建設部松木次長

ドリームビーチ協同組合との話合いの中で、文書で、組合から申入れの中で、12月までに速やかに除却していきたいというような文言がございます。そういった中で、私どもとしても、速やかに除却していただくという方向で、現在、指導しているということでございます。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

先ほどの繰り返しにはなるのですけれども、除却意識が薄れるということについては、小樽市が市営で海水浴場を開設しない場合、海岸が汚れるとか、環境が悪くなるという部分がありまして、非常にイメージが悪くなる、それに伴って人が来なくなるという部分も想定されます。そのイメージの中で、来年、開設したとしても、人が集まらずに、組合が営業を再開されたとしても、利益を伴う営業ができるかどうかという部分がやはり不安な材料として残るといふ、その部分について意欲が薄れるというような内容と考えております。

○川畑委員

どうも、今の答弁でも、論理的になかなか納得できないのです。

もう一つ、先ほどの約束について、きちんと文書でもらうべきではないか、それが約束になるのではないで

すか。そのことは考えないのですか。

○建設部松木次長

ドリームビーチ協同組合から、本年 4 月 6 日に協議申出書というのをいただきまして、その中で、組合から、平成 27 年末までに全面撤去するのではということでお話をいただいております。

○川畑委員

それでは、その協議のそれを、例えばコピーでも、後でも、もらえますか。

○建設部松木次長

写しを差し上げることは結構でございます。また、今のものですが、平成 27 年 4 月 6 日に、申出書ということで、文書できちんといただいております。

○川畑委員

次に、市長は、違法建築物が完全に除却されない場合に、行政代執行も含めた検討が必要となり得ますので、その際には、より多額の費用を要することが危惧される、そのように答弁されているのですが、来年以降は組合が営業できるようにするために、違法建築物を行政代執行で除却するということになるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

来年度以降、営業するために、行政代執行を行うかについてですが、違法建築物を解決するための最終的な手段として、行政代執行で除却するという意味でございます。

○市長

これはあくまで私の判断となるかもしれませんが、もし行政代執行のような出来事が起きて、結果的に除却させるということが起こり得た場合は、来年度以降、現組合の方々に海水浴場を開設していただくというお話にはならないと思っております。

○川畑委員

行政代執行となると、すぐ簡単にできるという問題ではないと思います。

それと、建物の敷地の管理者は北海道なのですが、行政代執行の権限は誰が持つのか、道と市の両方、市は建物について権限があると思うのですが、その辺はどのようになるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

海岸法に基づきまして行政代執行を行う場合は、権限は北海道でございます。ただ、建築基準法に基づいて行政代執行を行う場合は、その場合の権限は小樽市でございます。

○川畑委員

それで、その際には、どちらで、どこが行うのか、そして、その費用の関係等、誰が負担するのか、その辺も説明してください。

○（建設）建築指導課長

行政代執行をどこで、どちらで行うかにつきましては、北海道と小樽市がこれから協議していくことになると思います。

また、費用の関係なのですが、行政代執行を実施するところが費用を出しまして、その経費の請求を建物所有者に行うことになると思います。

○建設部長

今の話を整理させていただきますと、違反状態の法条根拠として二つあるということです。一つは海岸法違反、もう一つは建築基準法違反ということです。それで、法条根拠におきましては、建築基準法違反については、私も小樽市が特定行政庁として権限を持っております。海岸法違反については、道が権限を持っております。したがって、それぞれに行政措置、代執行の権限が認められておりますので、どの法条をもって行うか、それによって権

限者が決まってまいりますし、施工に当たっての責任、それから費用、当面の費用分担はできてくるという形になります。ただし、その費用につきましては、原因者である、違反者である者に請求するという形が法条の組立てでございます。

○川畑委員

次に、小樽市は、多くの来場者が想定されて、来場者の安全確保や海浜の環境保全対策として、最低でも 7 月 17 日から 8 月 16 日までの 31 日間だけは開設したい、そのように話しているわけですが、この期間というのは、どのような対象者を想定しているのか、その辺を説明してくれませんか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

どの対象者を想定しているのかにつきましては、主に市内の小・中学校の夏休みの期間を考慮したものであります。対象者については、市内の小・中学校の子供たちの夏休み期間を楽しんでいただけるというか、数多く来られる期間として、今回、考慮したものであります。

○市長

海水浴場開設前後においても、人の訪れは起こり得るのですけれども、たくさん訪れる期間というのが大体、海の日のかかわる週末からお盆明けまでが大半でございます。北海道の中における海水浴場の開設期間というのはばらばらなのですけれども、全国的に大体二つの傾向にありまして、一つは海の日のかかわる週末からお盆過ぎまで、もう一つは 7 月 1 日から 8 月末まで、大体このあたりが主流でございます。本来であれば、もともとドリムビーチ協同組合が開設されていた期間全てを対応できればよろしいかと思うのですけれども、今回は、緊急避難的ということなので、期間を海水浴客がたくさん集中するであろう時期に絞らせていただいたということでございます。

○川畑委員

先ほど、学校等の方が、子供たちが来るということでしたけれども、それは小樽市内の子供なのかどうなのか、その辺は把握していますか。

○（産業港湾）観光振興室長

市内の子供か、あるいは札幌等近郊の子供か、そこについての把握はしておりませんが、小学校の夏休みは、小樽では 7 月 25 日から 8 月 18 日まで、中学校では 7 月 25 日から 8 月 23 日までと聞いておりますので、その期間、楽しんでいただきたいということで、設定させていただいております。

○川畑委員

それで、小樽市が海水浴場を開設する必要性について伺いたいと思います。

市長は、安全対策や環境保全対策は、海岸管理者の北海道が行う管理とは、基本的に台風や地震による高潮や津波などから海岸背後地の住民の命や資産を守るものと認識していますと答えているわけですが、我が党の菊地葉子道議会議員に確認したところ、ごみ処理の環境保全は、道が行うことらしいのです。その辺で市長の答弁との食い違いが感じられるのですが、道と確認されているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

内容につきましては、道とは、確認はとらせていただいております。ただし、ごみについては、海岸漂着物の処理等について道が行っているとも聞いております。ですので、ごみの処理も道が行っている聞いております。

○川畑委員

市長の答弁との食い違いがあると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○（産業港湾）観光振興室長

今のごみ処理の関係ですが、道で行うごみ処理につきましては、主幹から答弁しましたとおり、海岸に漂着する漂着物等、そういったごみの処理でございまして、海水浴場を開設することによって発生するごみの処理ではないと考えております。

○川畑委員

質問の趣旨が理解されていないような感じもするのですが、海水浴場を開設しない場合でも、相当数の海水浴客が見込まれるために、緊急避難的に市が海水浴場を開設して、来場者の安全確保だとか、海浜の環境保全の対策を講じる必要があるとしているわけですが、7月17日から8月16日までの海水浴場開設期間の前後、それから、1日の海水浴利用設定時間といいますか、朝9時から5時までですか、それ以外の来場者の安全確保や海浜の環境保全は確保できるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

そのわずか1か月の期間の9時から5時までという時間帯の中での開設でございますが、先ほど来、市長が答弁しておりますとおり、その期間、管理者を常設している、そういったことが効果を生み出すものというふうに考えております。

○産業港湾部長

期間の問題でございますけれども、もちろんそれ以外の期間も全て実施できればいいのですが、予算が本来に多額になってしましまして、せめて多くの海水浴客が来るこの期間だけをしたいということで、提案した予算でございます。

○川畑委員

今のそれはわかるのです。期間を決めてやっているということはわかるのだけれども、問題は、その期間外にいろいろなことが起きることがあるので、質問しているわけです。それで、本会議では、市は、来場者の安全確保においては、基本的に海岸における事故は自己責任だ、そう言っています。期間外においても同様という答弁をしているのです。ですから、市が海水浴場を開設しても、自己責任は変わらないということなのか、その辺ははっきりさせていただきたい。

○産業港湾部長

自己責任はもちろん変わらないのですが、海水浴場をきちんと開設した上での事故発生と海水浴場を全く開設していない場合の事故発生は全く違うと思いますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○川畑委員

自己責任の点では、期間外においても同様だという、その辺はどうなのですか。

○（産業港湾）観光振興室長

自己責任というのは、期間外においても同じことだと思います。ただ、先ほど部長が答弁しましたとおり、海水浴場を開設している時間帯、それについてはライフセーバーを配置する、それから、海岸管理者を配置する、そういった中で安全性がより高まりますので、そういった意味での違いというのはあると思います。また、この設置につきましては、道の海水浴場の管理運営に関する指導要綱に基づいた開設をしておりますので、その辺もあると思います。

○川畑委員

市が開設しない場合には、海浜の危険な状態を解消することができないために、事故や怪我などの発生が危惧され、市として来場者の安全を担保することは困難と答弁されているわけですが、開設しても、来場者の安全は担保されずに、自己責任となると思うのです。そのような中で、なぜ本市がほかの海水浴場に比べても大きな金額を使って、ドリームビーチの安全に力を入れなければならないのか、その辺を説明していただけませんか。

○市長

海水浴場に限らず、海岸線、自然環境の中は、基本的には自己責任が本来であると思っております。それと、私自身が安全確保であったり、環境のことであったり、話をさせていただいておりますけれども、それは、遊泳者が溺れる、溺れない等の話だけではございません。あの近隣に来られる方々が必ずしも、ドリームビーチのあの周辺

を目的として来られず、その周辺にもさまざまな方々がたくさん来られます。もう皆さんも御存じのように、テレビの映像等でも見ているかと思いますが、海水浴場として組んでいる場合は、きちんとエリアを決めて、それは、海のエリアだけではなく、砂浜のエリアにおいても制限し、ほかの方々が基本、出入りできないような形をとっております。ですから、例えば、最近、走っているのは、バギーであったり、普通のバイクであったり、その他、海であれば、水上バイクや、海水浴場としては水上バイクの乗り入れはさせていないのですけれども、海はつながっておりますので、違うエリアから水上バイク等を出してそのエリアに近づかれるとか、さまざまなエリア、ほかのエリアからの要素等もありますし、もちろんその他、現在、除却できていない建物なども、さまざまありますので、そういうことも含めて、来られた方々に対して、何かしらの事故であったり、被害など、そういうことがないようにというふうに考えて、このたび提案しているところでございます。

もう一点は、海水浴場の開設だけではないのですが、その前後の話であったり、開設時間の前や後、本来だったら、それも全てではないかというお話ですけれども、先ほど部長等も答弁しているように、基本、自己責任の枠組みの中で、海水浴場という形をとれるからこそ、それに対する安全対策費であったり、そういう環境整備費であったり、今のように周りからの影響であったり、そのようなことを整理できる、又はそれに対して少なからず責任を持てるということで取り組んでおりますので、市営で開設しない場合に、そのこともできませんし、それこそ前後又は夜等も含めて、先ほども少し答弁させていただきましたが、日常の管理が行き届かなくなる、市役所職員も別に毎日行っているわけではないのですけれども、やはり市営で開設するという話になれば、ある程度の頻度で状況を確認にも行きます。しかしながら、これがこのたびこのように予算化できなかった場合、そして、そういう状況の中で事故や何かしらの被害等があった場合に、私としては、どのような形になるのか、責任等がどのようなになるのか、又はそれに伴う方々に何かあった場合に、私たちとしては、今後、どのように対応していけばいいのかが全く見通せない状態になるのではないかという心配をしているところでございます。だからこそ、このたび、本当に期間も制限され、時間等も制限されているような状態ではありますが、最低限の措置としての対応として、提案させていただいているところでございます。

○川畑委員

今、市長から答弁していただいて、その状況は何となく理解されるのですけれども、小樽市が31日間、海水浴場を開設するというところで秩序とか風紀の乱れを防ぐというのは、無謀な話だと思うのです。そういう秩序とか風紀の乱れを防ぐというのは、やはり市が海水浴場を運営するというよりも、警察などの力をかりることになるのではないかと思うのですけれども、その点はどうなのですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

確かに、今、委員の言われたとおり、秩序や風紀を守るには、やはり警察の力が必要と考えておまして、今まで、開設することによって警察や海岸管理者との連携を行っている部分もありましたので、それを今後も続けていきたいと考えております。

○川畑委員

実は、土曜日や日曜日、あるいは1日の海水浴場の開設時間の5時以降、そういう問題がいろいろ起きるのだということが、現実的にあるわけです。その辺で質問したいのは、小樽市の海水浴場開設期間外のことなのですが、8月22日に「野外DANCE 波音2015」というイベントがドリームビーチの野外特設ステージで開催されるということは、御存じですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

イベントが開催されることについての告知については、こちら承知しております。

○川畑委員

このイベントはオールナイトということで、18歳未満は入場できませんという、そういうチラシがあるわけです

けれども、このイベントは初めて開催されるイベントなのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

初めて行われるイベントではありません。昨年も一昨年も行われているイベントとして確認しております。

○川畑委員

5月22日から6月13日までの間でチケットも販売されているのです。その点で、このことも市は把握されているのですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

チケット販売についても、確認をして承知しております。

○川畑委員

それで、海浜の占有については、北海道の許可が必要だと思うのです。その辺の許可、あるいは、仮設テントの使用についての北海道の許可が必要だと思うのですが、それらはもう取得されているのか、つかんでいますか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

こちらの件につきましては、北海道に確認をとりましたところ、今日現在では、まだ申請は出ていないものとして聞いております。なお、敷地の許可につきましては、例年、イベント敷地として許可を出しているものと聞いていますので、仮設テントだけというわけではなく、イベント全体に対しての海岸占有の許可を、常に申請を出されて、それに対して許可されているということで聞いております。

○川畑委員

今回も、それは申請されているのですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

先ほど述べさせていただいたのですけれども、まだ北海道には申請書が上がってきていないということで確認しております。

○川畑委員

それで、こういうイベントをやる場合に、食中毒の防止の問題などもあると思うのですけれども、このチラシには、飲食物の持込みは原則として禁止させていただきます、そして、会場内に販売ブースがありますので、そちらの御利用をお願いしますと記載されています。イベントで食品を取り扱うことになれば、小樽市の保健所の許可も必要になると思うのですけれども、その辺についてはどのようになっていますか。

○（保健所）生活衛生課長

イベントや祭りなどの行事で臨時にテントなどの施設を設けて食品を提供する場合には、食品衛生法に基づいた保健所の営業許可、登録が必要になってまいります。小樽市保健所では、どのようなイベントでもテントの臨時営業をただ認めているというわけではなく、適用となる行事や適用できる食品などに制限を設け、臨時営業取扱要綱というものを定めて、各施設、イベントについて指導しているところでございます。今回のイベント、波音につきましては、昨年度は、開設者から事前に情報等を聞きまして、臨時営業取扱要綱の許可をとっておりますけれども、今年度につきましては、川畑委員から情報提供がございましたので、イベント会社に連絡をとり、保健所に来るよう指導しておりますが、現在のところ、まだ来ておりません。そのために、今年度の部分については、まだ概要については承知しておらず、許可も、まだ申請が出されていないところでございます。

○川畑委員

あえてこれを聞いたのは、こういう市の開設しない時期にも、いろいろなイベントがあったり、いろいろなことが起きるわけです。それで、市としても、未成年者の飲酒だとか、飲酒運転の防止などに努めていかなければならないと考えている、そして、警察だとか、海岸管理者である北海道など関係機関と連携をとりながら、風紀の乱れの改善に取り組んでいくという答弁をされています。また、海水浴場を開設しない場合、このような関係機関との

連絡も困難となって、より風紀が乱れるおそれがあるとしているわけですが、本市が一定の期間や時間に海水浴場を開設することでドリームビーチの全体の秩序や風紀を守ることは、非常に至難なことだというふうに思います。ですから、市が海水浴場を開設するという点では、市民の理解が得られないと思うのです。その点では、市民にどのような理解を求めることができるのか、それを聞かせてください。

○（産業港湾）観光振興室長

確かに、委員がおっしゃるとおり、ドリームビーチの秩序、風紀を守るということは、至難のわざだと思います。市で1か月ほど海水浴場を設置、開設するという点だけで十分だとは言えない状況でございます。しかし、繰り返しになりますが、市民や来場者の安全の確保、環境保全のための緊急避難的な措置ということで、今夏のみということでやっていきたいと思っておりますので、市民への理解につきましては、そういったことで御理解を求めるような形で、説明していきたいと思っております。

○川畑委員

最後に、小樽市が市営海水浴場を開設しない立場で、水域利用調整区域の指定だとか、安全対策、ごみ処理やトイレ設置などの環境整備について、責任者であるのは北海道だと思うのです。ですから、必要な措置を小樽市が北海道に求めていくべきだと思うのですけれども、その上で、北海道と協議して、必要な協力を行うべきだと思うのですが、最後に、その辺についての見解を聞かせてください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

開設しない立場というお話がありましたけれども、現在は、開設することについて北海道とどういう連携ができて、どういう協力ができるかという部分については、北海道ともきちんと連携を図って、相談、協議を行っているところであります。今後も、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。ですので、北海道とは、今、協力部分をいろいろな部分で要請しているところであります。

○市長

北海道との連携のお話だったかと思っておりますけれども、皆様も御存じのように、私も市議会議員を務めさせていただいておまして、その当時から国有地で都道府県管理であるということは存じておりましたから、当時、市議会議員としてではありましたが、道の担当者等に何度も申し入れておりました。それは、ドリームビーチに限らず、海水浴場の開設に対して条例化ができないかであったり、海水浴場の安全をより高めるために、救護所等の設置を、任意ではなく、もっとしっかりと結びつけるというようなことで、そのような話は、海水浴場の管理運営に関する指導要綱でいろいろ加えてはいただいたのですけれども、なかなか、道が予算をつけるとか、条例化するとかというところまでには至りませんでした。実際、北海道プレジャーボート条例ができたときも、そのプレジャーボート条例に対して、安全管理者を置けるということではありましたが、その安全管理者に対する予算もつけられませんでしたし、海水浴場と同じエリアにするというのも、ブイの予算をその当時、組むことは難しいということから、そのようなお話でしたから、つまりは、現在、海水浴場であったり、海のレクリエーションという意味合いでは、なかなか道は目を向けていらっしやらなかったのではないかと感じております。しかしながら、今後、繰り返しになるかもしれませんが、北海道の海岸線は、砂浜もかなり良好な環境でございます。北海道は、この石狩湾に限らず、島国でございますから、全て海岸線ですので、道が海水浴場を開設し、道として条例化してというような話はなかなかないようなのですけれども、都道府県の実情によって違い、海水浴場を1か所しか持っていないようなところでは、都道府県で開設しているというようなところもございますが、北海道はそれとは違う状態だというふうに私自身も認識はしております。しかしながら、今後においてこの海岸線をより良好な環境にしていくという話においては、北海道の考え方なくして活動すること、取り組むことはできないと私自身も考えておりますので、今後においてこの小樽のすばらしい海岸を生かしていくためにも、より、今期に限らず、将来的に北海道と海のことについて協議、話し合いを行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小貫委員

◎議案第 1 号平成27年度小樽市一般会計補正予算について

議案第 1 号にかかわって、少しお聞きします。

まず、海の家の問題です。

市長の話の中で、5月下旬に北海道がドリームビーチ協同組合の申請を蹴ったから、そこからの話だったのだというお話だったと伺ったのですけれども、3月末までに撤去という話で、撤去しない場合は、海水浴場はだめだよという話は、ずっとされていたと思うのです。ですから、この5月下旬まで待たなくても、あの海の家が残っている時点で、今年の海水浴場はだめですねという話だったのではないかなと思うのです。なぜその決断が5月下旬までずれ込む、例えば5月25日は、臨時会もあったわけなのですけれども、そのことも含めて、議会とともに議論するという時間ができたのではないかと私は思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○市長

3月31日は就任前なので、申しわけないですけれども、わからないとしか答えようがございません。それ以後、開設させないとか、やらせないというお話になっていたかどうか、私は認識をしておりません。

○小貫委員

先ほど市長は丁寧に議論していきかけたということを書いていましたから、それはそのとおりだと思うのですが、産業港湾部長は観光振興室長としてずっといたわけですから、市長は知らなくても、部長が答えられないということはないのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○産業港湾部長

海の家の問題の解決という部分が先行してしまっていて、海水浴場のことについてどうするかという議論は、正直申しまして、産業港湾部ではしていなかったというのが、実情であります。

○小貫委員

ただ、撤去されない場合については、組合による海水浴場は開かせないということは、庁内で確認されていたのですよね。

○産業港湾部長

開かせないというよりは、その建物が使えないというような認識を持っておりました。

○小貫委員

海の家に関連してなのですけれども、先ほど、千葉委員の質問の中で、12月まで、川畑委員も書いていましたが、年内にということでお話がありました。そういう違法状態が続く中で、年内にという対応で果たしていいのかなと、聞いていて疑問に思ったのですが、それは、市として、年内までにやってくれということで、先ほど川畑委員は約束という言い方をしましたけれども、そういう行政指導上の確認をとったわけではなく、今も、いち早い撤去に向けて、行政指導の最中だということによろしいのですよね。

○建設部松木次長

今、委員がおっしゃったように、組合には、速やかに除却するように話をさせていただいております。

○市長

あくまで聞いている限りではございますけれども、組合内で組合の理事の方々が組合員に対して、それまでに撤去してくれということを要請されているという話は聞いております。つまり、組合の中における話の中で、その組合の役員関係者がその組合員に、今年中か、何日までかはわからないですけれども、撤去するよということに確約したいということで、何かそういうやりとりをされているというふうには耳にしております。

○小貫委員

それは、やはり、3月31日までに撤去しようという話から始まっていると思うのです。ただ、その上で、例えば、資金の確保ができないといった具体的な相談が市にあるのであれば、それはどのようにやっていくか、議会も含めて議論する形になると思うのですけれども、それが何もない状態で年内に撤去するというのが、市が担保したような、今までの議論だと、そのような感じになってしまうので、いや、それは違いますということで、やはりしっかり明言すべき、12月というところでまず期限を決めてしまっているのかという問題については、その辺はどうなのですか。

○建設部松木次長

先ほど川畑委員にもお話ししましたが、4月6日付けで組合から要望、協議申込みがございました。その中で、撤去を引き受けてくれる業者がないですとか、費用がかかるとか、いろいろな理由が書いておきまして、その中で一つ、撤去期間が短いという要望がございました。それで、向こう側の要望として、年内にというお話がございました。そういう文面でございますけれども、私どもとしては、3月31日を過ぎておりますので、速やかに撤去をしてくださいという形の中で指導して、現在もそういう指導をしているということでございます。

○小貫委員

それで、撤去に対しての北海道の立場はどうなのでしょう。先ほど、占用については、山田委員の質問に対して、4月14日に道から行政指導があったという話なのですが、北海道についてはどうなのでしょう。

○（建設）建築指導課長

北海道の対応についてなのですが、海岸法で海岸保全区域になっていまして、国有地なのですが、北海道が管理しまして、占用許可につきましては、平成26年度は、27年3月31日までの許可でした。その許可期限が切れても、建物が残っているということで、不法占用の状態ということで、是正について指導文書を北海道から組合に交付しております。

（「それで、北海道としては、いつまでに撤去してくださいという」と呼ぶ者あり）

北海道の指導内容なのですが、違反しているので、速やかに撤去して、不法占用状態を是正してくださいということです。

○小貫委員

要は、北海道からも、やはりしっかり撤去の指導がかかっているということです。私たちは、先ほど来、道の責任があることは言っていますけれども、やはり、実際に道がこうやって動き出していることに、道の責任があるということが表れていると私は思います。

そこで、行政代執行については、道と協議の結果、決めていくことになるというお話が、川畑委員の質問でありました。現在、どの程度、北海道と協議されているのか、全く協議されていないのか、どうでしょうか。

○（建設）建築指導課長

行政代執行についての協議は、今のところ、しておりません。

○小貫委員

それでは、それぞれ行政指導をかけているわけですが、それ以外のお互いの指導については、どのような情報交換がなされているのですか。

○（建設）建築指導課長

小樽市で行っている除却の勧告、それから、北海道で、先ほど話した不法占用の是正、そういったことを行うということは、お互いに情報交換しております。

○小貫委員

行政代執行の問題について、川畑委員の代表質問で、先ほど川畑委員が紹介したように、放っておけば、行政代

執行で費用がかかる、そういう旨の答弁があったと思います。ところが、川畑委員が確認したら、基本的にはそれは所有者に請求するものだったということでした。代表質問では、放っておけば行政代執行で金がかかるから、海水浴場を開きますと言っていたのに、その実際の費用負担は、川畑委員が聞いたら、所有者が負担するのだという話になっているのですけれども、その辺の整合性を正確に教えてください。

○建設部長

行政代執行の仕組みですけれども、私どもで命令した、私どもでいくと、除却してくださいということを守らないということにつきまして、守られない状況が続いた場合、行政庁がその行わないことについて行政庁の権限でみずからやるということで、違法な状態を解消するというのが、まず一つの考え方です。それに当たって、費用はまず行政庁が出しまして、それで除却いたしまして、原因者といいますか、違反者に請求いたします。そこを先ほどは申し上げました。ただ、現実には請求した段階で、先ほどから申し上げましたとおり、除却が違反者において進まないのは、要するに資金の問題ということでございます。ですから、請求した段階で全部回収できるのかどうか、そういった問題が出てまいります。そういったことを踏まえまして、最終的に行政代執行を行った場合に、市の負担が、道が絡む場合も当然ございますけれども、そういった経費がかかるというところを踏まえて、市長が答弁しているものでございます。

○小貫委員

行政代執行は、基本的に所有者が払うとなっているのに、それを本会議で、払う見込みがないということを含んでの答弁というのは、本来の法律の趣旨からしたら、所有者が払うのだから、それを理由にして、費用がかかるということを使うのは、私はいかがなのかなと思います。もともと、行政代執行をかけてお金を取れません、それだったら、みんな違法建築物を出しておいて、勝手に処分してくださいという話になってしまう。やはり、行政代執行で取り壊されたら、結果的に所有者にお金の負担がかかるのだから、それだったら、自分の力でより安い業者でも探して撤去したほうが得だねというふうになるから、行政代執行というのは権限があるのであって、行政代執行で金がかかるという、それを、市が負担するというのを本会議で認めてしまったら、私は、行政代執行の意味がないと思うのですけれども、これについていかがですか。

○建設部長

行政代執行というのは、御案内かと思いますが、これまで、こういったいろいろな違反なケースにおきましてもまれなケース、本当に最後の、伝家の宝刀です。ですから、まずそういったものを抜く前に、指導を繰り返して、違反者の方に解決していただくというのが大原則です。ですから、それに基づいて、今、指導を行っているところでございます。ただ、最終的には、行政代執行までいったそのときのこと、最悪といいますか、残念ながらといいますか、そういったことについて市長の答弁があったというふうに私どもは理解しております。

○小貫委員

ただ、そういうまれなことで、使うかどうかわからないということを担保に、本会議で答弁するというのは、正確ではないのではないですかという話をしているのです。だから、その辺を本当はもう少し正確にいただきたいのです。

もう一つ、道の管理、責任があるという問題についてなのですけれども、海岸法に基づいて、北海道は、海岸保全区域の基本計画を定めているはずですが、そこに基づいて、石狩浜の地域については、しっかり道の管理だということいろいろなことが明言されていると思うのですけれども、違いますか。

○（建設）建築指導課長

北海道のそういった石狩浜の基本計画ということに関しましては、把握しておりません。

○小貫委員

いずれにしても、私たちは、やはりしっかり北海道に対して責任を持ってもらわないと、あの地域の管理は、

北海道が管理するというのは、法律上の根拠があるわけですから、その協議を抜きに、小樽市で全部かぶる必要はないと私は思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 25 分

再開 午後 3 時 45 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党。

○林下委員

まずは、私の代表質問で答弁をいただいた部分について、確認したいと思います。

◎議案第 1 号平成27年度小樽市一般会計補正予算について

私は、一貫して小樽市海水浴場条例の必要性を訴えてきたわけでありますけれども、先般の代表質問で市長からは、緊急避難的な措置として北海道の海水浴場に関する条例、規則があるから、これに従うのだという答弁がございました。それで、資料を出していただいたのですが、この海水浴場の管理運営に関する指導要綱という北海道の書面でありました。これを見ますと、要綱のどこが引用された内容なのか、あるいは、その内容に従うとする根拠になったものは何なのか、その辺が私にはうまく読み取れないのですけれども、少なくともこの北海道の指導要綱というのが小樽市の公の施設に対する権限などを定めたものではないのではないかというふうに私は受け取っておりますが、まずその点について伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま委員から御指摘のありましたとおり、この海水浴場の管理運営に関する指導要綱については、公の施設を定めるというものとは違うものとなっております。

○林下委員

そうなりますと、この道の要綱は、開設者の役割を定めるというより、促すというか、そういったものであるのではないかというふうに思うのですけれども、この根拠になっているのは、やはり地方自治法第244条の2というところで定めているものではないかというふうに考えられるのですが、小樽市としては、この地方自治法第244条の2という部分は、検討されてきたのかどうか、伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの公の施設についての検討の内容につきましては、それらの条例を制定するという考えも確かに該当すると思いますけれども、今回は緊急避難的に海水浴場を開設するという中で、検討まで至ってはいなかったという部分があります。ですので、今後、それらを含めて考えていきたいと思っております。

○林下委員

公の施設という位置づけは否定したということではないという理解でよろしいですか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

否定したというわけではありません。その中で、公の施設として本当にこれが該当するものかどうかという検討をまだしていないために、否定、肯定という答弁ではありませんので、その点は御了承ください。

○林下委員

そうしますと、今回、市営海水浴場を開設するに当たって、補正予算を提案するその時点で、これまでは、少なくとも、こういった予算を提案するときには、その根拠となる条例や規則というものを十分チェックしながら並行してこの予算を組んでくると私は理解しているのですけれども、一方では、補正予算はきちんと予算的に精査されたものだというふうに私も見てわかるのですが、条例や規則は全くチェックされないままに、提案したということになるのですか。

○（産業港湾）観光振興室長

条例制定の関係でございますが、神奈川県等、海水浴場に関する条例等を制定している県や市、そういったものがあることは存じております。ただ、一方では、海岸などというのは、自然公物ということで、いわゆる公の施設に当てはまらないのではないかとというような話も聞いておりますので、そういった面を含めて条例制定について深めてまいりたいと思ったのですが、なにせ時間がないということで、今回は、補正予算を先に出させていただいたという状況でございます。

○林下委員

私もいろいろと調べてみたのですけれども、他の多くの自治体がこの海水浴場の条例を定めておまして、根拠になるものはやはりこの地方自治法であるということは、恐らくは共通しているのだと思います。先ほど来、道のかかわりなど、いろいろ質問がありましたけれども、そういった意味では、むしろ、県条例で定めているところは非常に少ないわけでありまして。そういった意味からいっても、設置者が責任を負うべき公の施設だという立場で、多くの自治体がそういう地方自治法に基づいて設置しているものだというふうに私は理解できる場所なのですけれども、その点についてはいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室長

その点につきましては、委員がおっしゃるとおりだと思います。

○林下委員

おっしゃるとおりだと言われればそれまでなのですけれども、先ほどのお話ではないのですが、道の指導要綱では、小樽の権限を定めたものではないということだけははっきりしているのですけれども、そうしますと、この文章を読む限り、こういった地方自治法に基づいてその設置者が条例を制定することを促したものだというふうに私は解釈できるのですが、その点についてはどう考えていますか。

○（産業港湾）観光振興室長

その点につきましても、委員がおっしゃるとおりだと思います。

○林下委員

おっしゃるとおりだと言われれば少し質問しづらいのですけれども、先ほど来、市長がおたるドリームビーチの実情、実態を誰よりも熟知されているということは、私も、本会議の議論も含めて、十分理解いたしているところであります。それで、海水浴場が開設されていない現在においても、実は、私も見てまいりましたけれども、相当数の来場者が既に訪れております。安全対策あるいは環境保全、風紀の乱れという部分で、こういったものを防止するために、市営の海水浴場が必要だというふうにおっしゃっているわけなのですけれども、現地を見る限り、現時点でも、あるいはテレビでも放送されておりますが、オフロードバイクやバギー、いろいろな水上バイク、そのようなものが入り乱れて走ってしまっていて、これは本当に危険きわまりない状況だなと見てとれるのですけれども、市営の海水浴場を開設することで、風紀の乱れ、あるいはそういった安全、あるいはいろいろな問題が解決されるという担保になる根拠は、先ほど来の議論では、なかなか私どもとしては理解できないところなのです。

そういった点については、先ほど、市長からも、重ねて、例えば放置することによっていろいろな問題がまた発生してくる、あるいは、もう二度とこういうビーチには行かないといった世論が形成されると、来年以降またいろ

いろな問題が生じてくる、そういった懸念も、私も、専門家の立場でそういう見方も確かにあるのかなとお聞きいたしましたけれども、やはり本当に今、求められているのは、どうやって安全を確立するのか、あるいは、風紀の乱れだとか、そういったものをきちんとできるのかということだと思っております。ですから、そこを担保するために、私は、幾度となく、その条例を制定して、ほかの自治体の例を見れば、決してできないことはない、必ずそういったことによって、やはり地域でそれぞれが抱えている問題、例えば、海水浴場の背後地がすぐ住宅街というところもあるようですけれども、そこはそこなりにそういういろいろな条例を工夫してつくっている、あるいは、ドリームビーチのようにやや人里離れて、なかなか規律を維持できないというような場所もあり、いろいろなケースがあると思っております。そういったことを考えますと、小樽のドリームビーチでは、やはりもっと前向きにいろいろな対策、条例を講じた上で開設するほうが、市長が先ほど来おっしゃっているような、本当に市民が親しめる、家族連れで安心して楽しめる、そういう海水浴場をつくってほしいというのが、市民の本当の願いだと私は思うのですが、その点についての御認識はいかがですか。

○市長

私も、時間があるならば、今、林下委員がおっしゃったとおりであると思っております。むしろ、今後においてそのようにしてまいりたいという気持ちは、おっしゃるとおりでございます。安全を確立できるように、条例等も含めて何かしらのルール化はやはりしていかなければならないかというふうに思っておりますが、小樽市内では、今まで、御存じのように、一度も市営で海水浴場を開設したことがなかったものですから、結果、北海道の指導要綱に準じて、市としても、それぞれの組合の方々に、安全も含めて指導を行っていたという経緯がございます。

そして、これも御存じかと思いますが、道内で海水浴場と呼ばれるところは、正確ではないですけれども、たしか今、57か所か58か所あると思っております。その五十七、八ある海水浴場を抱えられている市で条例を持っているところは、たぶん道内ではほとんどなかったかと思っております。私自身も、議員を務めていたときは、都道府県が管理しているので、海水浴場の条例化は都道府県が行うべきということがスタンダードでした。その後、それぞれの地域による実情、事情が違うということで、市でも条例化されている流れができてきているのだということも改めて私も認識しているところでございますが、今後において、たとえ市で開設していなくても、このように海水浴場を複数有している小樽市として、適切な指導をできるように、しっかりルールづくりを考えていきたいというふうに思っているのですけれども、このたびのドリームビーチにおける状況であります、やはり答弁を何度も繰り返しているような状態ではありますけれども、あの状態を、少しでも改善を図る、そして、どのような状態でもたくさんの方がお越しになられるであろう現状に対して、日常における何かしらの管理者が必要であるというふうに私自身は認識しておりました。御存じのように、隣接市である石狩市は、市で開設し、観光協会が委託を受けて管理・運営をしております。検討というレベルではないですけれども、小樽市でも、観光協会にそのことを促せないだろうかというふうに内部で議論はしていたのですが、小樽市の観光協会は、海水浴場を開設した経験が一度もないということ、また、現在でもかなりの業務量を抱えておりますから、特にたくさん観光客が来られる夏のピーク時期に、海水浴場の開設まで頼めるかという、現実的ではないということで、また、その他の管理者もいろいろと考えたのですけれども、結果、小樽市内に適合できる団体、組織等が見受けられないということで、最終的に、市以外あり得ないのではないかとということで判断させていただいたところでございます。

先ほどの答弁の中でも話させていただきましたが、その判断は本当に短時間でしなければならなかった、組合側が届出を出されておりましたので、先ほど、道で撤回というお話をしていましたけれども、道が撤回したわけではなく、管理者側がみずから取りやめたという形だったのですが、その取りやめるというタイミングがぎりぎりだったということもあり、どうしてもその現場の状況のことを、夏の状況を、私自身すぐに想像できてしまうものですから、また、その対応方法がこのような形でしか考えられなかったということが、今回、提案させていただいた理由でございます。

この対応で安全の確立が100パーセントできるかどうか心配だというふうにおっしゃっていましたが、私も、100パーセントだというふうには思っておりません。何度もお話ししますが、最低限の対応であろうというふうに認識しておりますけれども、ただ、これを予算化せずに、管理者等もつかないというふうになったときに、私としては大変心配でありますし、その中で、もしも事故や事件等があったときに、その責任の矛先等がどこに向かうのか、本当に無秩序、不法状態のままさらすような状況になり、結果的に、警察なり、海のことに限っては海上保安庁なりに全てお願いしなければならないのかというところが、私としては懸念するところでございます。ですので、できれば、本来であれば、管理者が存在し、その管理者と、それこそ警察であったり、海上保安庁であったり、それらと連携することで、安全に対しての担保が高まっていく、無秩序な状態や風紀の乱れを抑えるための、責任を果たすということになるのではないかとこのように、私自身は考えているところでございます。

○林下委員

実態に非常に精通している市長のお話ですから、私も、その管理の難しさというのは、よく受け止めたつもりであります。ただ、私も代表質問のときに話をいたしましたけれども、去年の飲酒ひき逃げ死亡事故という、あってはならない事故が発生して、一つには、通行止めの措置を一時的でも小樽市としてはとりました。今回、ほかの代表質問の中で、通行止めができないのですというお話がありましたけれども、少なくとも、管理道路として小樽市が責任を持っている道路ですから、できないことはない、だから、現実的には一時的でもやった、やった結果として、実は、話したように、組合が措置を不満として勝手に、私有地とはいえ道路を拡張する、だから、あの時点で、組合には、設置者として本当に責任ある態度、行政としっかり協調してやっていかなければ、こういった問題は解決できないのだという認識に著しく欠陥があったのではないかと私は認識せざるを得なかったです。

そういうことで考えますと、先ほど来、話になっています、例えば日赤のボランティアや、ライフセーバーの方々、あるいは観光協会、こういった方々にいろいろ知恵や力をかしていただいて、何とかソフトな形でこの問題をランディングさせたいというのは、市長の意向としては十分理解はできるのですけれども、先ほど来、議論になっている、例えば、営業時間外、夜間から深夜に及ぶ時間帯の安全対策、あるいは風紀の乱れ、飲酒による事件・事故、そういったものに対する防止策というのは、どのような方法をとっても、これは大変難しいのではないかと、もちろん、私も、本会議で例を出して、自己責任というのはいかがでしょうかという話もしましたが、明確な根拠となるのはやはり条例ではないか、どうしてもその条例をつくるためには、やはり公権力が行使できる警察、そういったところと十分に連携をとりながら、この条例を生きたものにする、そういうことが必要ではないかというふうに思っているのです。そういった整備をすることによって、ドリームビーチ協同組合の皆さんも、再び、例えば来年以降になったとしても、本当に市民から信用されて、親しまれる、あるいは安心して利用できる海水浴場になったねということによって、恐らくは、市長が懸念されている問題も前進するのではないかとこのように考えています。

他の自治体の例を見ますと、やはり事細かに、先ほどの、浜辺に対する車両の乗り入れの規制であるとか、入れ墨の禁止であるとか、飲酒や、公共の秩序又は善良な風俗を乱すようなことが認められれば、入場を拒み又は退場を命ずることができる、こういった形で、具体的に条例で定めているわけです。こういうことが定められると、やはり公権力を行使できる、例えば、市の担当者が現場にいたとしても、こういった条例があるのだから、そういったことはだめなのですよということもできるのですけれども、やはり、今の状況では、なかなかそういった手の打ちようがないというか、浜辺で海水浴客が歩いているのに、そのすぐ横をバイクが走っていくとか、そういう状態で、これは、警察でも取り締まりようがないという現状ですから、ぜひその辺で細やかに具体的な規制ができるような条例というものは、市長がおっしゃるように、本来、こういうものがなくても、そういう秩序というのは維持されるべきなのでしょうが、やはり何としてもこのことをやらなければ、本当にいいドリームビーチは戻ってこない、こういう思いが非常に強いわけなのですけれども、その点について、担当から、もし考えがあれば、伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

確かに、今、林下委員から言われたとおり、そういう条例の制定というのも非常に重要なものであり、秩序や風紀の乱れを解消できると私たちも判断しておりますが、今回、先ほど市長が述べられたとおり、短時間の中で、今、市に求められているもの、ここがやはり大きなウエートを占めて、緊急避難的に海水浴場を開設するということになりましたので、今年は、以前から続けているのですけれども、警察とか、海岸管理者である北海道とか、これはドリームビーチだけの問題ではありませんので、各海水浴場組合とも緊密な連携を図りながら、風紀の乱れなどの是正について取り組んでまいりたいと考えております。

○林下委員

私も今まで同じようなことを繰り返して訴えているものですから、辟易しているのかもしれませんが、やはり私は、長年、小樽市としても、ドリームビーチに限らず、いろいろな海水浴場のさまざまな問題を大なり小なり抱えていたというふうに受け止めています。それだけに、やはりこの際、何としても、しっかりと体制を整えて、そして新たなシーズンを迎えられるような、そういった手はずを整えていただきたいというのが私の思いです。今のままやると、やはりどうしても、せっかく市長がいろいろ考えて対策をとったのに、思うようにその成果が上がらないという結果になりかねないのではないかと、これが私の考え方です。

それで、一つ、市長に、いろいろな経験をされて、そういった実態について、深く責任とか、いろいろな、市長の立場で憂慮されている部分とか、私は大分理解しているのですけれども、この提案がたとえどういう形で採決されるにしろ、私は、結果として市長だけがその責任を負うとか、負うべきとか、そのようなことはやはり考えるべきではないし、議会というのは市長と私どもの両輪ですから、例えば、もしこの提案が市長の思う結果にならなかったとしても、それは私たちも責任は共有していくということに、そういうふうに私自身は思っておりますので、ぜひそういう理解で市長にも受け止めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○市長

林下委員がおっしゃるとおり、これから、海水浴場ももちろんですけれども、海岸線に多くの方々にお越しいただいて、楽しんでいただく、そういうエリアとして体制をしっかりと整えて、条例化も含めて行うことで、来年度以降によりいい環境を整えられるよう、私としても、頑張ってみようというふうに思っております。

1点だけ、私としても、先ほど川畑委員からも御指摘がございましたけれども、北海道警察であったり、海上保安庁であったり、その方々にこそ、そのエリアに対して、風紀の乱れを改善するために出ていただくことが、一番の方法ではないかとおっしゃってございました。私としても、そのように協力をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、その方々が常駐できないというのがやはり一番の心配なのです。警察の方々とも話をしております。海上保安庁の方々とも話をしております。その方々からも、通報等があれば、やはり出勤回数は増えるだろうというようなお話が出ておりますし、特に、管理者が誰もいない場合は、例年よりも呼ばれる機会が増えるであろうということです。日常からパトロール活動は警察等も行っておりますし、海上保安庁におきましては、海岸線の救助のために、石狩MPSとって、マリネパトロールステーションを石狩湾新港内に7月17日から8月16日まで1か月間設置します。これはここ数年間で行われるようになったことですが、小樽港から出勤するより、やはり現場にいて対応したほうが1分でも1秒でも早く到着できるだろうということで、設置されておりますが、それもドリームビーチのためだけではないのです。石狩市側にもあそび一帯石狩がございしますが、それ以外のさまざまな広いエリアでも、それこそ小樽の海岸線と同じように、いろいろな方々の出入りがあり、さまざまなところで事故がございしますので、やはりドリームビーチに対して中心にということには現時点ではやはりなり得ない。ですから、もし市で開設されない場合は、そちらに目を向けるようにはしませんが、これはあくまで思っておりますけれども、やはり常駐であったり、日常から毎日ということにはどうしてもならないものですから、その方々の負担軽減というわけではないですが、やはり連携のことを考えますと、どうしても、常駐者、管理者を何かしらの形で現場に配置

していかないと、皆様が懸念されているような現状を、悪化の一途になりかねないのではないかとという心配が、私としてはどうしても先に走ってしまいます。そのようなこともあって、どのような結果になるかわかりませんが、何にしてもやはり市としてそのことに対して責任はしっかりと背負うべきだという思いから、今回、提案させていただきましたので、ぜひ提案どおり御可決いただくことを私としては望んでいるところでございます。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○安齋委員

質問の前に一言、話をさせていただきたいと思います。

今回のドリームビーチでの違法建築につきましては、私も、前回、1年生議員であったときに、建設常任委員会におりまして、やはりそのチェックの部分がなかなかできていなかったのかなという反省もあります。本来であれば、建築担当ということで、そこにも目を向けて、もっと早い段階で改善できたのではないかとという反省は持っておりますが、海というと、観光というイメージがありまして、その観光と建築でつながっているところをなかなか理解しておりませんでしたので、今回、大変いろいろ問題となっているところについて、議員としてもっと早く気づいておくべきだったなとは思っております。

ただ、先ほど市長から、3月31日までしてほしかったとか、中松前市長がやってきたところをやっているのかとかという発言があったかと思えますけれども、こういうのは、もう御承知のとおりでしようとなっているわけで、前体制のことについてそういうふう言うべき問題ではないと思いますので、市長を引き継いだのですから、ぜひそういったことを踏まえて、しっかりそこは、他人の責任にするのではなく、前向きに進んでいってほしいと思いますし、先ほど来、違法建築について、12月までに対処したいという強い思いも伺っておりましたが、そのようなことをおっしゃっていると、12月にできなかつたらどうなるのだということも、揚げ足をとられかねませんので、ぜひともそういった発言については、お気をつけていただきたいというふうに思って、一言申し述べさせていただきました。

◎議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算について

さて、先ほどから質問がありますが、行政代執行について、まず質問させていただきます。

これまで、本会議の代表質問に入る前、行政代執行の話は全くなかったと記憶しておりますが、代表質問でいきなり代執行の話が出てきました。市が負担するのだというような答弁でしたので、この答弁については、先ほどの委員会の答弁とは大変違うところがあるなと思いますので、そこを十分、後で答弁に関して見解を新たにさせていただきたいと思っております。海の部分で勝手に建てて、違法建築になっている部分を市民の税金で行政代執行をやる、これについては、なかなか市民の理解が得られないというふうに思っております。この間ずっと、空き家問題等で、行政代執行ができないとか、火事になった後にずっと横に家があって困っているとか、そういった市民の声があるのに、勝手に違法建築したものについて、2,000万円、3,000万円を、しかも回収できないものについて、一時的に支払うというのは、大変理解が得られないと思っておりますので、軽々しく行政代執行というような手段をとるということは、やめていただきたいと思っております。これについて、市長の御意見を伺います。

○市長

行政代執行の件ですが、先日、千葉委員の質問に対して答弁させていただいた時の話だと思います。先ほども少しお話ししましたが、私が想像している以上に、市民の皆さんはもちろんのこと、道内にさまざまな影響を及ぼしている状態であるということを感じております。12月までに除却できなかつたらどうするのだというお話も、私としても、こちらで期限をそのように設定したわけではないですけれども、内部におけるそういう話が表に出て、まるで我々でその期限を決めたというような話になっていて、我々としては本当に遺憾な思いを持っているのです。

が、いずれにしても、その除却がなされていないという状態が長引けば長引くほどに、それについても、市の責任が問われるのではないかと私自身は思っております。そして、行政代執行も含めた検討が必要となり得る、正直、私も望んでいません。ただ、これだけの状況の中で、結局、放置していて、指導しても、除却していただけない、これを延々と続けさせるということにはなり得ないので、そのようなことも含めて、結果、どこかで何かしらの対応をしなければならないという思いの中で、答弁させていただいたというふうに認識していただければと思います。

○安齋委員

12月と市は言っていない、遺憾だということですが、そうすると、先ほどの建設部の答弁で12月までに指導しているというのと、整合性がとれないと感じているのですが、これについても一度建設部の見解を伺います。

○建設部松木次長

先ほどの私の答弁の中で、12月までという話をさせていただきましたけれども、それは、組合側で、先ほど言ったように、お金の問題ですとか、期間の問題ですとか、そういったものがあるので、申出があったという中で話をさせていただきました。私どもとしては、速やかに撤去してくださいということを今後も、今も強力に指導していきたいというふうに考えております。

○安齋委員

この委員会等で質疑があった中で、私が3日前、代表質問をさせていただいたときに、北海道プレジャーボート条例の水域利用調整区域について、市営で開設しないと、水域利用調整区域の設定ができないというような答弁に聞き取れたのですが、たしか、開設しない場合でも、水域利用調整区域の届出は可能だというような御答弁をいただいていたので、先ほどの水域利用調整区域の關係の答弁をもう一度お願いしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

水域利用調整区域の設定につきましては、本来、海水浴場が開設された場合、遊泳区域とプレジャーボートの航行するエリアを区分するためのものでありますが、仮に海水浴場が開設されない場合も、届出は可能となっております。

○安齋委員

言った、言わないになってしまうので、後で会議録等を確認しますが、こちらとしては、開設しないとできないというふうにとれる答弁でした。ですので、確認させていただきましたけれども、水域利用調整区域は、開設しない場合でも設定できるということで確認させていただきました。

次ですけれども……

（「千葉委員には予算措置できないと答えている記憶はあるけれども」と呼ぶ者あり）

では、答弁を確認してもらっていいですか。

○委員長

答弁を確認したいと思います、理事者。

○市長

プレジャーボート条例では、ブイを打つのですが、打つためには、人件費とそのブイの費用がかかるのですが、それに対しての予算措置はできませんということで先ほど答弁させていただきました。そして、今、主幹が答えたように、プレジャーボート条例については、水域利用調整区域に伴う届出は可能ですとは言っているのですが、先ほども答弁させていただきましたが、海水浴エリアと水上バイク、つまり遊泳者との区分をするための区域設定ですので、海水浴場がないような状態で、水域利用調整区域を示すブイだけ打っても、効果は半減すると思われますし、また、それに対しての監視体制もなくなるので、設置したとしても、その効果はかなり薄いものになると思います。

○安齋委員

次に、警察との連携の部分です。

先ほどから、以前から続けられているということでしたけれども、今でも協力してやっているということであれば、市営で開設しない場合でも、連携できるのではないかなと素人考えでは思います。ただし、たぶん市長としては、市営開設でないと、常駐ができない、また、毎日ではないというような考え方で……

(「先ほどの、警察自体が常駐するという話ではないです。開設しようとしまいと……」と呼ぶ者あり)

○委員長

委員長の許可をもらってからお願いします。

(「済みません。失礼しました」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

まず、私の質問を整理させていただきますと、市営開設でないと、監視員が常駐できない、そして、警察との連携が日常の毎日の中でできないというような理解でいいですか。それとも、警察との連携は、市営開設でなくてもできるという判断でよろしいですか。

○市長

連携は、何年も前からなされております。警察も、パトロールに出るのですけれども、毎日ではないのです。ですから、日常からその地域に常駐したり、張りついたりということは、市営で開設しようとしまいと、そういう形ではないです。いわゆる常駐ではないです。それで、私がお話ししたのは、常駐ではない状態なので、つまりは管理者がいないと、警察の目も行き届かない時間も多々ありますから、結果的にそういう状態に、無秩序な状態が増長していくであろうという懸念がありますということで答弁させていただいております。

○安齋委員

予算の部分でいけば、たぶん、現場運営管理費の管理責任者 1 名、この 63 万 6,000 円の部分に当たる人がいないと、そういった常駐もできないし、連携もなかなかしづらいというような理解でよろしいですね。

そこで、例えば、市営で開設しなかった場合に、緊急避難的に安全管理と環境保護の部分だけでもどうしてもやらなければいけないとなった場合、ライフセーバーの方々をお願いはできるはずですが、ライフセーバーをお願いしたときに、管理者はいないけれども、ライフセーバーをその部分に配置してもらった上で、警察との連携等ができないものなのか、御見解を伺いたいと思います。

○市長

市営で開設しないとなると、そのライフセーバーの責任が相当重いものになるので、少し難しいかという、いや、市で開設し、現場管理も含めてそこに委託しますということだと、相手側のあることですから、そうですねという話は言えませんが、可能性としてはなくはないのかもしれませんが、そのような確認自体はしておりません。ライフセーバーとしては、やはりそういう責任者がしっかりといてほしいということは、おっしゃっていたようにございます。

○安齋委員

次に、例えば、市営で開設しましたというときに、私が先ほど来の質疑の中で一番気になったところですが、海の部分の自己責任というのは、私も救助員をやっているのわかります、ただし、あった場合に、私たちがいることによって助けに行ける、それで命の安全を確保できるかもしれない、最低限そういうことはやっていく、それは理解できますが、市営で開設した場合に、違法建築物がまだ残っています、違法建築物が崩れて、来客があったときに、それは誰の責任になるのかというところを明確にさせていただきたいというふうに思います。

というのは、所有者であると思いますけれども、市営で開設した上で、海水浴客を迎え入れているわけですから、

迎え入れておいて、そういった違法建築物があって、それが崩れた、確かに所有者は悪いけれども、迎え入れている市にも責任が出てくるのではないかという危惧があります。これについて見解を伺いたいと思います。

○(建設) 建築指導課長

建物は個人の所有ですので、所有者がみずから適正に管理するよう、組合に指導しているところでございます。

○産業港湾部長

確かに、安齋委員の言われることはもっともだと思いますので、そのあたりも、日常、管理員を置くことによって、パトロールなどもできるのかというふうに考えております。

○安齋委員

私はフラットで話を聞かせてもらっているつもりですけれども、どのように感じているかわからないのですが、今まで聞いていたところでは、どうしても市営しかないということであるので、市営ではない何かもっと緊急避難的にやって、さらにそれほど予算を投下しないで、今年度はそれで過ごして来年度のために何かやっていくという手段がないかなというところで質疑をさせていただいているのですけれども、そこがなかなか、時間が全然足りないので、理解が深まらないな、議論が深まらないなというふうに思っております。

ここで視点を変えまして、今回、本会議の関係で予算特別委員会が1日ずれて、そして、今日、採決して、来週月曜日に本会議で採決する、もし通常であれば、今日、もう原案が可決されて、来週から動き出せたということでございますけれども、1日遅れたということで、土日を挟んで、月曜日からになる、月曜日に採決して、原案が可決されたとしても、若干の遅れが出ると思います。その部分で、当初、提出していただいたような、17日からの海水浴場開設というのは、間に合うのかどうかというのを聞かせていただきたいと思います。

○(産業港湾) 観光振興室海谷主幹

開設スケジュールについてですが、当初、私どもで、6月23日の代表質問の後の先議ということをお願いしていたところ、議会運営委員会で、26日の議決案が示されて、それがまた1日延びまして、今度、29日の議決案ということで今なっております。それに対しまして、まず、29日に議決になった場合、スケジュールにつきましては、30日に各入札公告などを行って、当初案では、本来、契約規則によると、公告日数は5日必要ということにはなってはいましたが、括弧書きで、急を要する場合は3日に短縮できるという部分がありますので、今回、3日間に短縮させていただいて公告をさせていただくことによって、2日間の改善を図っていきます。その後、当初では、7月2日から8日までの約6日間、土日を除くと3日間の業務日数で契約事務を行う予定でありましたが、ここについては、私ども職員が頑張って1日短縮してどうか、初めから頑張れるのではないかと問われたらあれなのですけれども、当初はやはりしっかりとした契約をしたいので、ふなれな海水浴場の契約になりますので、そこはしっかりやっていきたいという部分で3日間とらせていただいたのですが、やはり7月17日の開設になるべく間に合わせたいという中で、職員に頑張らせていただいて1日短縮ということで、7月9日にはなるのですけれども、当初の案とはやはりここで1日ずれてしまっている状況です。ですので、このまま進みますと、開設が1日ずれ込む可能性があります。後は契約した中で、今度、事業者の中で、どこか短縮できる部分がないか、それは私どもで勝手に定めることができませんので、現時点としては1日遅れるというようなスケジュールでこちらは想定しております。

○安齋委員

現在、市営で開設していない中でも、土日で利用者がいらっしゃるといのは、私も現場へ行きましてわかりました。例えば、17日から市営で開設する予定だったのが、もろもろの事情で18日になってしまって、当初予定していた17日だと思って来場者が来てしまった場合の責任とか、市営で開設していない間の責任とか、その後の責任とかがなかなかわかりづらいというか、私も市営開設のそういう経過を知らないで、市営で開設したときと、しないときの責任の所在がなかなか難しいところになってくるかなと思っております。その前後の部分の責任問題と、否決された場合にそういった対応はどのようになっていくのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

前後の周知の部分と、否決された部分の手だてということでございますが、いずれにしましても、まだ、開設というのは、はっきりしたことは話をしておりません。それにつきましては、看板等、市のホームページ、いろいろな手段を使って周知していくのと、万が一否決された場合にも、そういった手だてで、ここは海水浴場ではないとか、そういったことで来場者に周知していく形になると思います。

○安齋委員

いずれにしても、安全対策等そういった進入禁止なのか、それとも、迎え入れたときに安全・環境保全をしなければならないのかというところで作業は出てくるということで認識しました。

それで、否決された場合の話ばかりで申しわけないのですが、否決された場合でもそういった安全確保と環境保護をすべきなのかどうかというのは、先ほど室長からもお話があったのですが、入ってきてしまった人たちに対して、市営開設ではないけれども、安全対策、環境保全をしておくべきなのかどうか、それとも、市営開設ではないのだから、全く入らないようにただ放置するということが必要なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

万が一否決された場合のお話ですが、安全対策等に関しましても、当然、予算がなければできない話でございますので、看板等の設置等は何とかやれるのではないかとはい思いますけれども、それ以外の部分についてはできませんので、例えば、このビーチにはガラスの破片があるとか、金属があるとか、そういった危険があるということで、できれば海水浴場として開設されているところを御利用ください、そういった周知をきちんとしていって、できるだけ事件、事故等のないような形にはしていきたいと思います。

○安齋委員

市営で開設しない場合に、道との連携の部分で、今後の市内全体を含めて、来年に向けてドリームビーチの連携の部分でもしかしたら悪くなってしまうのかなど不安もあるのですが、その点について、現在、どのように連絡をとり合っていて、開設しなくとも連携はとれるのかどうか、その点を確認させてください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

道との連携についてなのですが、海岸管理者である北海道ともいろいろ話はさせていただいていますが、まず、環境面については、まだ具体的な話というはしておりません。ただし、先ほど千葉委員からお話のありましたプレジャーボート条例の水域利用調整区域については、多くの海岸利用者から、かけてほしいというかなりの要望が出ているということについては、北海道から私どもに意見は寄せられております。その中で、小樽市として、市営海水浴場を開設して、水域利用調整区域をかけてもらえれば非常に助かるということで、今、そういうお話は、道からいただいている状況であります。

○安齋委員

いずれにしましても、何らかの予算措置をしていかなければいけないという理解でよろしいですね。否決、可決等を含めて、当初の予算だけでは対応できないということですか、ブイの部分とか、進入禁止の部分、看板とかですけれども。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

確かに非開設の場合でも、先ほど室長から述べたとおり、注意喚起の看板などあらゆる方法で、そこは危険な、危険だと言ったら語弊があるかもしれませんが、遊泳に適していない場所ですということについての費用負担は、必要になるものと考えております。

○安齋委員

最後に、来年に向けて、小樽とのかかわり、代表質問でも話させてもらいましたけれども、せっかく、市長がおっしゃるように良好な自然環境、そして砂浜の部分でこのような状況がほかにはないということで、今までは組合

の構成員は札幌の方が多かったとか、札幌の業者が多かったとか、いろいろ話は聞いているのですが、もし来年以降、例えば除却されて、安全・安心なドリームビーチの環境改善に向けて動いていただけるのであれば、組合の構成員に小樽の方を多く入れていただいたり、営業する人に小樽の事業所を増やしていただいたり、そして、注文の部分も、札幌から受注するというのも多いというような話、うわさなのですけれども、少し聞いたので、うわさで申しわけないのですが、仮に営業があっても、何か小樽とのかかわりなどをつなげていただけるように、小樽の観光振興という、まだまだ短い部分でありますけれども、せっかく税金を投資してやるということであれば、経済効果も波及できるような対策、検討をしていただきたいと思いますところがございますが、この見解を求めます。

○市長

先ほど、夏の現場を知っているのは私だけかもしれませんというような話もしましたが、皆様よりも存じている部分がもう一つありまして、全国の海水浴場、海岸線を、さまざまところを視察というか、現場を見てきております。北海道内はもとより、東北、新潟、茨城県、千葉県の九十九里、御宿、また、湘南、一般的に言う江ノ島の西浜、東浜と言いますけれども、そのあたりから葉山、三浦半島、そして、静岡県の下田や、鳥取や広島県、沖縄県は7回行っておりますし、そのうち2度は宮古島にも行っております。これだけ見てきておりますけれども、その中でも一番良好な海岸線はどこかという、小樽だとはっきり言えます。小樽ほどすばらしいところは、ございません。これは、大浜を含めたドリームビーチの海岸線周辺だけではなく、小樽の海岸線を全体的に見て、これほどすばらしいところはないと私自身は自覚しております。

そのような中で、ドリームビーチと呼ばれるあの大浜海岸、あのエリアですけれども、御存じのように、今、37棟ですか、海の家があります。一つの海水浴場で37棟の海の家があるところは、全国にありません。つまりは、それだけ多くの方々を訪れ、そこにおいて経済効果が生まれている事実があるのだと思います。1棟当たり幾ら売上げがあるかということに関しては答弁できませんでしたが、有名なところであっても、それほど海の家はありません。つまりは、あそこは、今まで小樽市民の方々は注目されていっしやらなかったでしょうけれども、それほどのPRをせずとも、昨年は7万人、一昨年は14万人、私が活動していたころは、1日に3万人入る日もありましたし、車は国道沿いまで並んで何時間たっても入れないという状態も続いておりました。今やそのイメージの悪さなのか、その他さまざまな問題、又は、先ほどおっしゃっていた、海の家が足りない、そういういろいろな要素があるかもしれませんが、海岸線としては大変良好なエリアだというのは、事実だと思います。ですので、今後において、あのエリアをまた最盛期というか、一番入っていたころを取り戻せるようにもしたいですし、また、小樽の方々が今回を機に、先ほどの話ではないですが、注目、着目をされ、それだけの海水浴客が来ているのであれば、出店等も考えたいとか、そういうお話も出ておりますから、商売に携わっている市民の方々とか、そういう方々も、将来、先々に、ドリームビーチを含めたあの周辺において、海の家という形態かどうかはわかりませんが、そのように小樽の経済効果に結びつくような考え等も出てくる可能性はあるというふうに思っておりますので、何とかこれこそは、今年に限らずですが、将来的にこの海岸線の有効利用については皆様と議論を重ねながらよい環境を整えていきたい、そういう思いを持っております。

○安齋委員

おっしゃることもわかりますし、私も湘南に友達がおりまして、湘南の海岸沿いなどでも遊んだりしていますけれども、ドリームビーチは、湘南などと比べると、市街地と隣接していないということで交通の便が悪く、なかなか実感が湧かないですし、高校等で海で遊ぼうと思ったら、風評被害でしょうけれども、親からは、危ないからあまりドリームビーチに行くでないということをよく言われました。よく行っていたのは、豊井浜海水浴場、蘭島海水浴場、塩谷海水浴場だったのです。そういった風評被害があるところは、今後、森井市長がそのように掲げている中で風評被害を消して、いい環境にしていくべきなのかなとは思いますが、やはり小樽というか、北海道

の人は、夏が短いもので、あまり着目しないのです。どうしても冬とか、除雪でしようけれども、そういったところに目が行ってしまったりして、海に予算を投下するのであれば、もっと長きに直接税が入るクルーズとか、そういったところも一体的にやはり考えていくのが、小樽市議会としてやっていくべきことだと思っていて、今回は緊急的な措置なので、ドリームビーチに特化しておりますが、今後、やはり小樽全体で、山と海を含めて、いろいろ観光経済対策等を考えていく中に、そういった市長の主張である、1 か月ぐらいしかないでしょうけれども、海水浴場の部分も入っていくということに関しては、今後、いい方向に向けて検討していただきたいというふうには考えております。

◎参与の設置について

次に、参与の設置について質問させていただきます。

早口になったら御指摘いただければと思いますが、今回、資料要求をさせていただきました。

まず、ここで一つ謎がございまして、私が当初いただいた6月9日の資料と1点違うところがございまして、皆さんに配られているものでは、嘱託職員としての「参与」の新設と任用についての裏、「任用期間」というところですが、私が当初いただいていた資料には、「任用期間 発令日より1年間（ただし再任は妨げない）」だけでした。しかし、今日いただいた資料では、その括弧とじの後ろに、「H27年度においてはH27. 6. 10～H28. 3. 31」と書いてあります。この資料を要求した段階で私がお願いしたのは、当初いただいたもの、だけれども、今回、来たものは、若干メモが加えられているもの、この違いについて説明していただきたいと思っております。

○（総務）秘書課長

任用期間を当初、「発令日より1年間」という形で起案をしたところ、人事担当の職員課から、平成27年度においては、年度中、年度をまたぐことができないという御指摘を受けまして、28年3月31日、辞令も28年3月31日までというような形で修正したものであります。

○安斎委員

修正を加えたのはわかるのですが、なぜ違うのが出てきているのかということなのです。9日に出した資料が欲しいといった後のこの資料であれば、資料が違うわけです。いつこれを記載したのかを聞きたいです。

○（総務）秘書課長

同時に嘱託員任用伺という資料もあるかと思いますが、この部分で、平成27年6月10日から28年、私の修正印で3月31日という形で訂正してあります。この部分で、年度をまたいで雇用することはできないという指摘を受けまして、当初の伺いの修正の部分を失念しておりまして、誤解を招くといけないというふうに判断いたしまして、27年度においては、27年6月10日から28年3月31日までというような形で修正させていただきました。

○安斎委員

行政の部分でこういう手続上のことを質問することもなかなかなかったものですから、素人で大変恐縮なのですが、理解できないのは、任用伺に書いてあるのに、なぜもう一回つけ足したのかということなのです。決裁が終わった資料というのは、こうやって加えてもよかったですか。

○（総務）秘書課長

既に決裁は過ぎておりましたが、その中において、嘱託員の任用に関しては、年度をまたいで雇用することができないという、基本的なことですが、その部分について指摘がありまして、修正を加えたものであります。

（「それは先ほど聞いたのですが、決裁の後に……」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

答弁をもらっていないから、時間に入れないでください。

私が質問したのは、決裁の後にこれに加えることができるのかというところを聞いたかったのです、確認のために。

○(総務)秘書課長

決裁をいただいたわけではあります、基本的な部分を失念しておりまして、この部分を加えたという形になっております。

○委員長

答弁になっていないのではないですか。決裁が既に済んだものにつけ足していいのかという質問です。

○総務部長

この決裁につきまして、最終的な判を押すのは私になっておりますけれども、この訂正をいたしますということについては、私の決裁が終わった後に秘書課長から、このように間違っているということが指摘されたので、訂正いたしますという報告がございました。それで、私はそれを了承したということでございます。

○委員長

直接質問に答えた、かみ合った答弁になっていないと思います。

(「了承した、了承しなかったではなく、決裁した後のものを、それでいいのかどうかというところです」と呼ぶ者あり)

了承したのかどうかではなく、決裁が既に済んでいるものにつけ足していいのかという質問です。

○総務部長

通常は、決裁を終えたものは、加えることはできないかと思えます。ですけれども、これが、根本的な内容とか趣旨が全く変わるということではなく、その期間が短くなるということでありましたので、私としては、全てまたやり直すということではなく、修正を加えるということによろしいかということ判断したものでございます。

○委員長

総務部長の今の御答弁は、決裁したのものにつけ足してもいいと答弁されたわけですか。

(「今回は部長判断でいいと判断した」と呼ぶ者あり)

(「部長判断でいいということですか、行政的に、行政手続上、規定上」と呼ぶ者あり)

総務部長、もう一度お願いします。

○総務部長

通常は手を加えてはいけませんけれども、しかも、それが報告も何も無いということでしたら、これはいけないことで、無効になるかと思いますが、報告がありましたので、私としては認めたということでございます。

○安齋委員

大したつけ加えではないというような発言がありましたけれども、任用期間が嘱託員任用何では、平成27年6月10日から28年3月31日までというような任用何です。ただし、嘱託職員としての「参与」の新設と任用については、「27年度においては」と入っています。これは、続けて任用するということを新たにつけ加えたというふう解釈できますけれども、これについて、御見解を伺います。

○(総務)秘書課長

「27年度においては」という表現をしましてのは、継続して雇用するという前提ではなく、当初、「任用期間 発令日より1年間(ただし再任は妨げない)」という項目でございましたので、そういう意味において、平成27年度は1年間という形ではなく、27年度の年度末という形で表現させていただきました。

○安齋委員

通常は、4月1日から3月31日までだけれども、今回は、改選後の6月10日の発令であるから、今年度に限っては6月10日から3月31日までだよということを表記したということですね。これを、大したことではないから、決裁の資料を直さずに加えたと。

(「趣旨が変わることではない」と呼ぶ者あり)

趣旨が変わることではないと。

○（総務）秘書課長

ただいまの御指摘ですが、起案上、「発令日より 1 年間（ただし再任は妨げない）」という形になった場合、当初の起案が 4 月 1 日の起案であれば、1 年間で、4 月 1 日から 3 月 31 日までという形になるのですが、雇用期間が 6 月 10 日からスタートしておりますので、任用期間の部分が「発令日より 1 年間」という形は、これは間違いですので、平成 27 年 6 月 10 日から 28 年 3 月 31 日という形で修正して決裁を受けたという形であります。

○安斎委員

後で私も、決裁の後の資料に加えるということについては、いろいろ調べさせていただきたいと思いますが、当初、1 年間というふう聞いていたものに、「ただし再任は妨げない」とここに書いているのですが、あえて書いたということに何か少し疑念を感じているところでございますが、次に進めさせていただきます。

代表質問でさせていただきました代決の部分の質問をさせていただきますが、まず、総務部長の代決の理由と、市長が先に判こを押した理由を改めてお聞かせください。

○総務部長

代決は 2 か所ございますけれども、総務部次長と職員課長の部分についてであります。総務部次長の部分につきましては、もともと総務部次長には直接ほとんどこのことについてはかかわっていないという部分もございましたし、やはり今まで例もないことですし、それから、少し慌ただしすぎるのではないだろうかということもあって、押印がすなりといかなかったということがございましたし、職員課長についても同じようなことがございました。そういったことで、このまま 9 日のうちに決裁が完了しなければ、10 日に発令できないということで、私が押印して代決したという経過でございます。

○安斎委員

では、総務部長、小樽市事務専決規程でこれの決裁順序についてどうなっているか、伺います。

○総務部長

申しわけございません。専決規程については、ただいま持ち合わせておりませんので、わかりません。

○安斎委員

私は、事前に、代表質問に沿った、再質問等含めて、参与の設置について質問させていただくということをお話ししておりました。決裁の手続について代表質問の本質問で質問しておりましたので、この資料を持ち合わせていないということについて、大変準備不足だなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○総務部長

そのとおりで、持ち合わせていないというのは準備不足かと思えます。

（「私の答弁の、持っていないですか」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

まだまだ質問しなければいけないところが多くて、市民の税金の、勝手に代決して、そして、手続もきちんと踏まずに、しかも、予算を確保しないで、違うところの予算を持ってきて、流用して、そして、その参与を、その高度な知識がどこかわかりませんが、そういう方を最初は隠して任用したということについて、大変疑念もありますし、市民の方からも結構な問い合わせがあるので、その理解を深めなければいけないというふうに考えております。なお、代表質問でも、A L T の部分で、金額が 30 万円ということに関しても、大変根拠が薄いものであるもので、これについても質問しないといけません。しかし、この決裁順序の部分をもっと述べていかなければ、次の質問に進めませんので、御答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長

ただいま、資料がございませんので、正確なことは申し上げられませんが、下のほうから順番に決裁して

いくということが書かれているのではないかというふうに思っております。

○安齋委員

私の手元にありまして、「決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する係長から順次直近の上司を経て、市長又は専決者の決裁を受けるものとする」、この規程に、違反ということではないですけども、背いた手続をされているかと思われます。順序が逆だった、市長、そして総務部長、さらに、ただ急ぐという理由で、その急ぐ理由が全く不明確のまま代決の判こを押している、これについて、しっかり市民の方の理解を得られるようにしていただきたいというふうに思います。なお、月30万円ということをおっしゃっていますけれども、年間を通して年金や健康保険の部分などを入れると357万円余りになります。たかが300万円余りといっても、ドリームビーチで1,290万円のこともこうやって議論しているわけですから、全く不明確な手続で、しかも、どうしてそういう人を選んだのかも不明確、さらに、その30万円の根拠も、なぜ外国人の英語教員と同じなのか、全くわかりませんので、これについて質問させていただきます。まず、その代決、市長の専決だったことと、代決だったこと、これについてどうしてそうで、この規程に背いてそのことをやったのか、それが正式なやり方なのか、それはちゃんと市民の理解が得られるか、それについて、早口でしたけれども、お答えいただきたいと思います。

○総務部長

決裁の順番が逆であったということでございますけれども、緊急な場合においては、そういうこともあり得るのではなかろうかと思っております、このたびは、市長が出張に行っているということで、市長が先に押ししましたし、それについて、続いて私が押して、下のほうに回っていくということでございました。ただ、最初は、私のところにいきなり持ってきたのではなく、秘書課長は職員課長のところに当然持っていきましたし、それから総務部次長のところに持っていきました。そのときに判をすんなり押してもらえなかったということで、私のところに来て、私が押したという格好になっておりますけれども、そういった意味で言うと、押した順番は確かに上から下なのですが、回った順番は下から上に上がっていったということはあります。最終的に市の決定ですし、事務専決規程の中で専決者は、嘱託員であれば通常は原部の部長が決裁して職員課に書類を回して職員課の課長が任用するということとなりますけれども、総務部が総務部で雇うということでもありますので、私が決裁して職員課に回して任用していくという格好になったということで、通常は下から上にと事務専決規程によってそのようになっていくのでしようけれども、緊急な場合にはそういうこともあり得るのではないかというふうに考えております。

○安齋委員

代決できる事項、代決は、急を要する事項及びあらかじめ指示を受けた事項に限りすることができるということですね。「専決者、代決者及び前項の上司がともに不在であるときは、あらかじめ市長の指定する職員が当該専決者の専決すべき事務を代決する」、たぶんそれに沿ってされたのではないかなと思うのですが、この原課の判がない方は、その日、いらっしゃらなかったのか、そして、それほど急を要することであったのか、市長が戻った後の11日ではだめだったのか、最初は、12日の発令に合わせておっしゃっていたけれども、10日に任用した理由、そして、10日に任用して、その後、任用された参与は、すぐに何をされたのか、先日の代表質問で御答弁いただきましたが、6月ごろから除排雪の会議が始まるので、そのために早めに任用したということですが、その6月ごろに始まる会議が、任用した後、いつ始まったのか、その方は、その会議で何をされたのか、そのアドバイスをどうしたのか、お答えいただきたいと思います。

私は総務部長に聞いていたのですが、市長はどのような質問があったか、メモをとっていただいたのですが、総務部長はメモをとっていらっしゃいませんでしたよね。

○総務部長

いや、今、私も一生懸命聞いておりました。

最初に、決裁のときに、次長なり課長なりがいたのかということでありましたけれども、その決裁をしている9

日の時点で、私が代決する段階では、職員課長はもう帰途、家に帰っていた、次長はいたということでございます。次長の分についてはそこで代決した、次の日に、朝一番に職員課長にこれを見せて、判を押さないのですかと聞いて、押さないということですので、私がそこで代決したということになっております。

それから、6月に除雪関係の会議が始まるということは、市長から聞いておりましたので、そういうことで、市長は最初、12日発令という、一般職員の人事異動とあわせてということも考えていたようですけれども、ひょっとしたら何か急遽そういうものに間に合わないかもしれないということで、10日にぜひしたいということでありましたので、私がそれを受けて、10日に発令できるように対応したということでもあります。

それから、参与が6月に入ってからどのような会議に出ていたかということは、はっきりとはわかりませんが、既に、6月10日に就任してから情報収集を始めているということ、それから、建設部にも確認したことがございましたが、そのときには既にそういった関係の会議に顔を出していますよということは聞いておりました。

○委員長

2点、答弁が漏れておりますが、10日に任用した理由と、任用されてから参与の方がどういう仕事をされたのかという2点は、どうでしょうか。

○安齋委員

先日、私が早口でして、答弁が漏れてしまったという経過があります。そのときに市長からもお願いということで、私もそれは議会で配慮させていただくということでおりました。ただ、今、私もその点を反省させていただきまして、私なりにゆっくり話をさせていただいて、市長はしっかりメモをとっていただいていたのですが、市長が一番気を使ったのは、総務部長がメモをとれるようにということでゆっくり話してほしいというお願いであったと思いますので、ぜひ、次に私が質問させていただく際に、何とか議事をスムーズにさせていただきますので、ゆっくりお話ししますから、メモをとっていただいて、答弁漏れはないようにしていただきたいというふうに思っております。

○市長

答弁漏れの話がありましたので、幾つか私から、あまり私自身の内輪の話はしたくないですけれども、市長に就任させていただいて以来、市役所職員からさまざまなヒアリング等を受けていて、除排雪のことに限らずお話を受けて、その内容、状態では、すぐには、政策の実現に時間がかかりそうな気配を感じておりました。今回、参与に採用された方に限らず、さまざまな課、除排雪関係者であったり、現場も含めて、お話を聞いた中で、実現可能だというふうに思っておりましたけれども、内部における話に関しては少し心配な状況でした。それで、5月の、具体的な日付ははっきりわからないですけれども、5月の半ば過ぎぐらいですか、そういう民間の方の採用をということで相談させていただき、嘱託員として、参与として採用することができるかどうかということでいろいろ相談を受けた結果、話を受けたものですから、初めは管理職に、6月1日に異動ということになっていますが、それに合わせて、参与のことも含めてお願いしますという話をさせていただきました。それから、話をさせていただいたのですけれども、結果、その管理職の異動のときにはその話が出ず、改めて配置された職員に対して、その申入れ等又は引継ぎ等を聞いているかと言ったら、聞いていないと聞いたものですから、それでまたさらに慌てて参与についてもう一回段取りをしてくれと。私は、除排雪のことだけではないのですけれども、特に除排雪については、本来、今定例会において予算を提出するということが基本ですが、私としては、何とか今度の冬からそういう技術的なこと、制度設計も含めて間に合わせて取り組みたいという思いもあって、職員と話をさせていただいた結果、皆様にも御案内させていただきましたけれども、第3回定例会で、恐縮ですが、予算を計上させていただきたいという話をしました。第3回定例会で予算を計上するということは、その制度設計は、6月と7月、いいところ、7月末まで2か月間で全てをこなさなければなりません。この期間が1日削られるだけでも間に合うか、間に合わないか、私はぎりぎりではないかというふうに思っておりました。6月1日に対応ができなかったものですから、12

日が一般職員の異動日だったのですけれども、もともと一般職員も10日での異動でという話を聞いていたので、私は、最初は10日をイメージしておりまして、一般職の異動が12日にずれたものですから、できれば10日に採用させていただきたいという思いもあり、説明等も、皆様には、ぎりぎりになってしまいましたけれども、御案内をさせていただいた上で採用するという経緯でございます。

それと、どういう仕事かという御質問ですけれども、既に除排雪関係には着手しておりまして、まず、その2か月間におけるスケジュールに関しては、既に原課等と話しておりますし、また、事業所にも行って、私の公約に対してどのような対応ができるのかということも確認させていただき、また、その実現のためにどういうことが必要なのかというアドバイスも全て書面にし、現場には提出させていただいているそうです。私自身は、実現するために、当然、参与から事業報告等は、定期的ではないですけれども、しっかり受け、また、私からも、アドバイスを受けて、このような方向、いろいろなことを話し、私なりにまた原課にお伝えをさせていただいているということなので、仕事は、そういう意味では、取り組ませていただいているということでございます。

○安齋委員

今回、ドリームビーチを集中的にやっついこうという委員会でございますし、メディアの方もいらっしゃるし、ほかの出席の理事者の方々もいらっしゃるの、今回は、最後に、A L Tの30万円の部分だけ質問して終わりたいと思いますけれども、予算特別委員会がまだありますし、今後、第3回定例会でも予算が出るということなので、現状の感想では全く理解できませんので、それだけは申し添えて、質問させていただきます。

外国語指導助手(A)の30万円を参考にされたということでございますけれども、この指導助手(A)の勤務時間は、8時から18時で7時間45分、参与は、8時50分から15時30分、5時間48分の勤務時間、休憩時間は、指導助手(A)は、12時8分から1時までの52分、参与は、45分、しかもお昼時ではございません。指導助手(A)は、1週間当たり38時間45分以内、参与は、29時間です。また、指導助手(A)のこの30万円というのは、日本に来てから2年目の金額です。2年目の金額の方と、そして、勤務時間が違う、その中で、何を根拠に30万円と設定したのか、30万円の金額ありきでしているのではないかと思います。

今日、資料要求をさせていただきました嘱託員単価表で、山田勝麿市長時代に設置した顧問弁護士の10万円から並んでおりますが、先日の代表質問のときに医師の話もありましたけれども、なぜ30万円を、指導助手(A)と比較して設定したのか、根拠を立てて、理解されるようにぜひ御答弁いただいて、最後とさせていただきます。

○総務部長

このたびの参与の起案によりますと、報酬額の根拠として、1日当たりの単価を1万5,000円と設定して、平均勤務日数を20日から21日といたしまして、それを掛け合わせて30万円と設定、ということを書いておりまして、これがメインの根拠になるわけでありまして、1万5,000円というのは、臨床心理士というところで1万4,340円というニアな金額がありますが、その辺もあるということで、これは参考ともちろん書いておりますので、参考にさせていただきました。それを掛け算して、30万円くらいだろう、さらに、30万円という金額があるかということで見ますと、外国語指導助手(A)ということで、これもそれなりの資格等が必要な、そういったものもあるということで、それで、そういった意味では、30万円ということも、それなりの妥当性があるのではなかろうかということで、設定させていただいたということでございます。

○市長

皆様も御存じの、毎年、報告させていただいているかと思っておりますけれども、おたる水族館、御存じかと思っております。決算状況も、たぶん皆さん確認されていると思っておりますけれども、参与という職務がございます。その方は現在もいらっしゃいますが、その具体的な給与まで確認は、はっきりはしておりませんが、現在の参与の方が、水族館の専門性があるかどうか、私はわかりませんが、参与という配置を既に行っており、取り組ませていただいております。私は、小樽市としても、市役所としては初めてですけれども、やはり先ほどお話した政策をしっかり実

現し、結果的には初めての取組ですので、その仕事ぶりの結果によって本来は金額設定されるのが当然だと思いますが、私自身は、今回、さまざまな場面で除排雪の話が先行していますけれども、さまざまな政策に対してアドバイスをいただいて、具体的な政策にしっかり取り組んでいただきたいという思いの中で配置させていただいたので、そのさまざまな分野における専門性、高度な技術というか、いろいろなことを私なりに認めた結果としてこのように設定させていただいたものですから、御理解いただければと思います。

○安齋委員

私としては、これは重要な問題だと思っております。というのは、市長の権利で、権力で、誰でも彼でも、高度な知識があるから、こういう人材を認められるということにつながりかねません。ですので、本来、民間の企業であれば、最初に任用したとき、採用したときは、どういう仕事をするかわからないから、最低の賃金です。その後、しっかりと結果を出していったら、上がっていく、最初からどこのどう専門知識があるのか、資格があるのか、ないのか、ただ民間企業に3年勤めていた方を、しかも、市の職員のOBで、民間企業に天下りして、その出入りを禁止だと言っている市長がその人を再度、市に採用するということは、せっかく市長がクリーンなイメージで選挙戦を戦って勝ってこられて、そして、ドリームビーチや、ほかにも除雪、子育て、そういったことでせっかく小樽のためにやろうとしているのに、これはさすがに、しがらみのないと言って市長が豪語していたところと全く逆行しているというふうに私は思っておりますので、これについては、今後も、慎重に、さらに深く議論してまいりますので、今日はこれにて終わりたいと思います。

○市長

権力という言葉は少し語弊があるのではないかというふうに思いますけれども、しかしながら、私自身も、3万8,000もの市民の皆様からの負託を受けた責任を背負っております。そして、そのときに公約として掲げさせていただいたものを何とかこの4年間のうちに、できれば全て実現したい、そういう思いを持っております。そう考えたときに、私自身が持っている権限はフルに活用しなければならない、ただ、その中で、皆様に伝達するという意味では、おっしゃっているように、不備というか、遅れ、正直、先ほどの話ではないですが、内部の事情もいろいろありまして、うまく伝達できなかったという意味合いにおいては、先日も皆様に話させていただいたとおりでございます。ですから、そういう意味でも、誠実さが欠ける部分があったのかもしれませんが、私は、そういうことに関しては、これから皆様から御指摘をいただきながら、改善を図ってまいりたい、そのように考えておりますが、何にしても、4年間の私自身の政策実現に向けて必要だという人材として採用させていただいたということでございますので、ぜひその点においては御理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○安齋委員

理解できませんが、終わります。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時27分

再開 午後6時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

安齋委員から、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者から、趣旨の説明を求めます。

○安齋委員

配付した資料に基づいて、修正案の趣旨説明をさせていただきます。

今定例会におきまして大きな争点となっているおたるドリームビーチ開設経費につきまして、我々新風小樽は、市営開設としない大浜海岸安全・環境対策費として修正案を提出させていただきます。

市長からのお話では、今回に限り緊急避難的に市営海水浴場を開設し、1,290万円の予算を投じるとの御説明でございましたけれども、経費の内訳を拝見する限り、緊急避難的措置とはなかなか言いがたい内容に思えます。

また、市営開設をしなければならない理由が、この委員会審議でもありましたけれども、なかなか明確なものになっておりません。市営開設であっても、必ず違法建築物が除却されるということが確約されるものではございません。

また、除却の期限は12月であり、今夏、市営開設をしたとしても、除却が完了していない状況では、この責任についてなかなか不明確なところがございます。

また、市営開設をしたとしても、監視は24時間ではなく、夜間の秩序が保たれるとは言えない状況であります。

そして、海水浴客は、市営である、なしにかかわらず、来場者があるということ、そして、それに伴って道路の閉鎖ができないということがあります。

市長がおっしゃる緊急避難的措置は必要であるとは考えますけれども、市営開設とはなかなか結びつくものではないと思っております。いまだ違法建築物の除却は遅々として進まず、市長のおっしゃる秩序を保つということとはなかなか矛盾が生じているように思っております。

したがって、今夏は、来場者が少なくなる可能性はありますけれども、来年度を見据えてさらに、森井市長が掲げる海の観光素材の一つを生かすためにも、じっくり検討し、そして、多数の来客があった際の最低限の措置をして、来夏を迎えたいという思いがあります。

また、安全面の確保のため、監視などに必要な予算措置を行うことで、ただ無法地帯にするということではなく、道との連携や警察との連携をすることが必要であると考えております。来年度以降、ドリームビーチ協同組合のあり方も含め、健全な海水浴場の運営のため、より丁寧な議論を行うべきであることとはいえ、とめることができない来場者の最低限の安全確保を行うべきである、この理由により、我々新風小樽といたしましては、予算をそのまま可決することも、否決することもできかねるため、規模を縮小した上で、あくまで安全面の確保に予算を投じるための修正案を提出させていただきます。

内訳につきましては、現場運営管理費については、市営開設のための支出でございますので、ゼロ、救護監視業務管理費の中では、市営開設としないことから、ライフセーバーの人数を減らし、そのため、救助艇のリースを2隻としていますけれども、1隻として、32万4,000円から16万2,000円、このため、燃料費も半額となります。ブイのリースも、先ほど市長の答弁もございましたけれども、市営開設ではないことから、規模が縮小となりますので、200個から100個で、13万円から6万5,000円、施設設置費においては、詰所も4棟から2棟とし、109万7,000円から54万9,000円とします。そして、予算縮減のために、市長もおっしゃっていたトイレについては、20基から減らすということをおっしゃっていましたが、なるだけ金額を抑えたいということから、7基に設定し、104万5,000円から36万6,000円、これらの結果、当初、1,290万円であった予算につきましては、半額の630万円といたします。

各会派の皆様におかれましては、なにとぞ御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長

これより、本修正案に対する質疑に入ります。

○小貫委員

2点だけ簡潔に伺いますので、述べていただきたいと思います。

まず、北海道プレジャーボート条例の水域利用調整区域の設定について、先ほどの質疑では、市長の答弁では、

区域の申請はできるでしょうけれども、海水浴場を開設しない場合に効果が半減すると思われるという旨の答弁があったと記憶しています。そのことと照らして、今回の修正案ではどのように対応しているのか、御説明をお願いしたい。

もう一つ、先ほど、ライフセーバーについては、数を減らしましたということをおっしゃいましたが、これも、予算特別委員会の中で、市長から、ライフセーバーについては、管理者がいないと、とてもではないけれども難しいという旨の答弁がありました。この問題について、この修正案でどのように対応しているのか、御説明をお願いいたします。

○安齋委員

1点目の水域利用調整区域の効果が半減するという点につきましては、海水浴場の開設ということではございませんので、来場者数も減るということから、効果が半減したとしても、何とかその中で遊泳者に対して安全の確保をさせていただきたいということで、半減してもいいというふうに考えております。

2点目のライフセーバーに関しては、管理者がいないと、なかなかその責任が重いということでございますけれども、私の認識では、市営開設をしないということで来場者が減りますし、また、そのことで安全の確保を最低限するという点で、海に入った方に何か問題があったときに、ライフセーバーをお願いして、助けていただき、そして、市営開設ではなくとも予算を投下するという点で、警察等との連携が、市営開設しないよりは図られるということで、それに対応をお願いしたいというふうに考えて、この予算を計上させていただきました。

○小貫委員

理解はできませんけれども、終わります。

○委員長

質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

○山田委員

自民党としては、最初に言ったように、この違法建築物の撤去が一番であります。12月までに撤去されるということであれば、あえて今、開設する必要もなし、また、来季については、この撤去が終わった後、よりよい組合、よりよい施設となるように、我々も尽力します。

先ほどの我々の質問の中では、ドリームビーチ協同組合の組合長のお話で、あらあら撤去中ということでもあります。この撤去中、この場所にきた方々、その撤去の人方に何かしらの危険もあると認識しております。

もとより、市長には、海や山での事故、また、時間外については、個人責任というお話もお聞きいたしました。

現在、このような形で撤去している中、多くの予算をつぎ込み、また、小樽市民が多く利用しないこのおたるドリームビーチに予算を支出する理由はないと考え、自民党としては、これについては賛成できないものです。

詳しくは本会議で述べるとして、以上、討論といたします。

○千葉委員

公明党を代表して、今定例会に提出された議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算及び議案第1号修正案について、否決の立場で討論を行います。

議案第1号は、おたるドリームビーチを市営で開設するため、現場運営管理費、救護監視業務管理費、施設設置費など1,290万円の補正予算を組むものです。

おたるドリームビーチの海の家が建築基準法に反して2004年から撤去されない状態が続いていたことが明らかになり、違法建築物を全面撤去できないため、ドリームビーチ協同組合側は、今年の海水浴場開設を断念しました。市長は、多数の海水浴客が訪れることが想定され、安全対策などを講じる必要があることから、緊急避難的な措置として市営で海水浴場を開設することとしました。

しかしながら、海の家が撤去されないままのドリームビーチの現況は、建物のガラスが割られ、木片が散乱し、海水浴を楽しむ環境になっておりません。ビーチの清掃は、予算が可決され、市営での開設が決定すれば、砂浜での安全は一定程度担保できるとしても、海の家が危険な空き家と思われるような状況が見受けられることになりはなりません。今日の質問でも明らかになりましたが、組合側が示した12月までの期限に、違法建築物の海の家を全面撤去できる約束がないのは、問題であります。これでは、開設期間中においても、十分な安全が確保されないばかりか、開設期間以外や夜間には、無秩序で危険な状況が常態化されるのではないのでしょうか。

また、開設期間は1か月と限られ、海を家の開設もしないわけですから、訪れる利用客も限定されることが予想され、市民利用の少ないドリームビーチへ、緊急避難的な措置だとはいえ、1,290万円もかける補正予算を可決することはできないと考えます。むしろ、市の責務として十分な安全が確保できないため、大変危険な状態にあるということ、利用者には徹底して周知すべきであると考えます。

また、おたるドリームビーチの違法建築物の撤去について組合側としっかり話し合い、明日からでも、撤去作業を進めるべきです。

我が党は、危険な状態と化している違法建築物の撤去を早急に進めることこそが、安全で安心な海水浴場を来年以降、開設することにつながると考えます。

以上、否決の討論といたします。

なお、詳しくは本会議で述べさせていただきます。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第1号2015年度小樽市一般会計補正予算及び議案第1号修正案に対し、否決の討論を行います。詳しくは本会議で行います。

議案第1号修正案は、本委員会の審議の経過に照らし、かつ、先ほどの提出者の答弁を聞いても、現実的でないことが明らかですので、否決を主張します。

原案につきましては、代表質問や本日の質問で取り上げたように、今年、海水浴場が開設できない原因は、北海道と小樽市がドリームビーチ協同組合に対して十分な対応を行ってきたことにあります。是正するために撤去を求めても、組合側が応じてこなかったことにもあります。

当該地域は、海岸法で定められている海岸保全区域であり、北海道では海岸保全基本計画を定め、北海道の管理となっている区域です。ですから、北海道の責任を明確にして対応する必要があり、安全対策と環境対策については、北海道と小樽市が協議して進めていくべきことだと思います。

以上、討論といたします。

○林下委員

民主党を代表して、議案第1号及び議案第1号修正案について、否決の討論をさせていただきます。

私どもは、おたるドリームビーチを小樽市営海水浴場として開設するための条件としては、小樽市が長年にわたって、駐車場問題に始まり、今日までさまざまな課題に苦慮してきた、いわば負の遺産を断ち切って、本当に市民にも、家族連れで楽しんでいただけるようなドリームビーチとするためには、違法建築物の撤去と秩序の維持をするための条例の整備が必要であると訴えてまいりましたが、残念ながら、条例の整備などは、具体的なものが示されず、このまま小樽市営の海水浴場を開設しても、事件、事故を減少させるなどの効果は現れない、不可能との判断に至りました。

詳しくは本会議で討論をいたしますが、否決の討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決と決定いたしました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決とすることに、賛成の委員は起立願います。

(起立なし)

○委員長

起立なし。

よって、否決と決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。